

平成 25 年度文部科学省「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」

学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

事業成果報告書

平成 26 年 3 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

「事業成果報告書」の刊行にあたって

平成 14 年 3 月、自己評価の実施と公表が専修学校設置基準に努力義務として規定されて、平成 19 年 10 月、自己評価の実施と公表が義務化され、学校関係者評価が努力義務ととして規定されました。

以来 10 年を超える時間が経過し今日に至っておりますが、平成 23 年度の調査結果で専修学校において学校評価の促進・定着が必ずしも十分でないことが明らかになりました。この調査では専修学校関係者はもとより所轄庁である都道府県からも、具体的なガイドラインの策定が強く望まれました。

平成 25 年 3 月「専修学校における学校評価ガイドライン」が専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の審議を経て策定され、文部科学省から公表されました。

そして、平成 25 年文部科学省「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」として、学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証事業が公募されました。

当機構では、平成 16 年から会員校とともに実施してきた「専修学校等の学校評価システム開発」及び「第三者評価のモデル実施から本格的事業化」並びに「研修事業」の実績を活用し、専修学校における学校評価を通じた学校改善に寄与するため、標記事業に応募、受託の上、事業実施に取り組んでまいりました。

このたび事業終了にあたり事業成果について取りまとめ刊行いたしました。この報告書が各学校において学校評価を進める上で参考になれば幸いです。

本事業の実施にあたり「企画実施委員会」及び部会委員の皆様方にはお忙しい中、ご就任いただき、ご指導・ご協力をいただきましてありがとうございました。そして、モデル実施にご協力いただきました、ハリウッドビューティ専門学校、早稲田速記医療福祉専門学校、両校の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
理事長 茅 野 祐 子

目 次

1 事業の概要	1
(1) 事業のテーマ	
(2) 事業の目的	
(3) 事業内容	
(4) 実施体制	
(5) 事業の成果物	
(6) 実施スケジュール	
(7) 企画実施委員会及び各部会の活動状況	
2 学校評価システムの開発	8
(1) 学校評価システムの開発方針	
(2) 学校評価の標準的スケジュール	
(3) 評価項目及び評価指標等	
(4) 重点目標とPDCAサイクル	
(5) 自己評価報告書	
(6) 学校関係者評価	
(7) 学校関係者評価マニュアルの作成	
3 モデル校における実施と検証	18
(1) モデル事業の実施条件	
(2) モデル校の選定	
(3) モデル校との事業協定の締結	
(4) 自己評価の実施	
(5) ハリウッドビューティ専門学校における学校関係者評価の実施	
(6) 早稲田速記医療福祉専門学校における学校関係者評価の実施	
(7) 評価結果の公表	
(8) モデル校における学校評価の検証	
(9) モデル校からの意見・感想	

4 学校評価マニュアルの作成 32

- (1) マニュアルの作成方針
- (2) マニュアルの構成

5 専修学校の学校評価制度に関する調査と課題 34

- (1) 専修学校における取組状況調査
- (2) 所轄庁における取組状況調査
- (3) 学校評価における企業との連携
- (4) 学校評価における団体との連携

6 まとめ 45

【付属資料 1】 46

学校評価の実施状況に関するアンケート調査

【付属資料 2】 50

都道府県あてアンケート調査

【付属資料 3】 56

- ハリウッドビューティ専門学校公表資料
- 早稲田速記医療福祉専門学校公表資料

1 事業の概要

(1) 事業のテーマ

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づくモデルの開発・実証

(2) 事業の目的

専修学校は、職業実践教育機関として、柔軟な学校制度を生かし、社会や産業界のニーズに応じた即戦力となる専門人材の養成に重要な役割を担うとともに、生涯学習の振興を図る上でも、その役割が期待されている。

これら専修学校に対する社会的要請に的確に対応するため、専修学校教育の質保証・向上を図るための仕組みとして「学校評価」の活用と情報公開の推進への取組みが求められている。

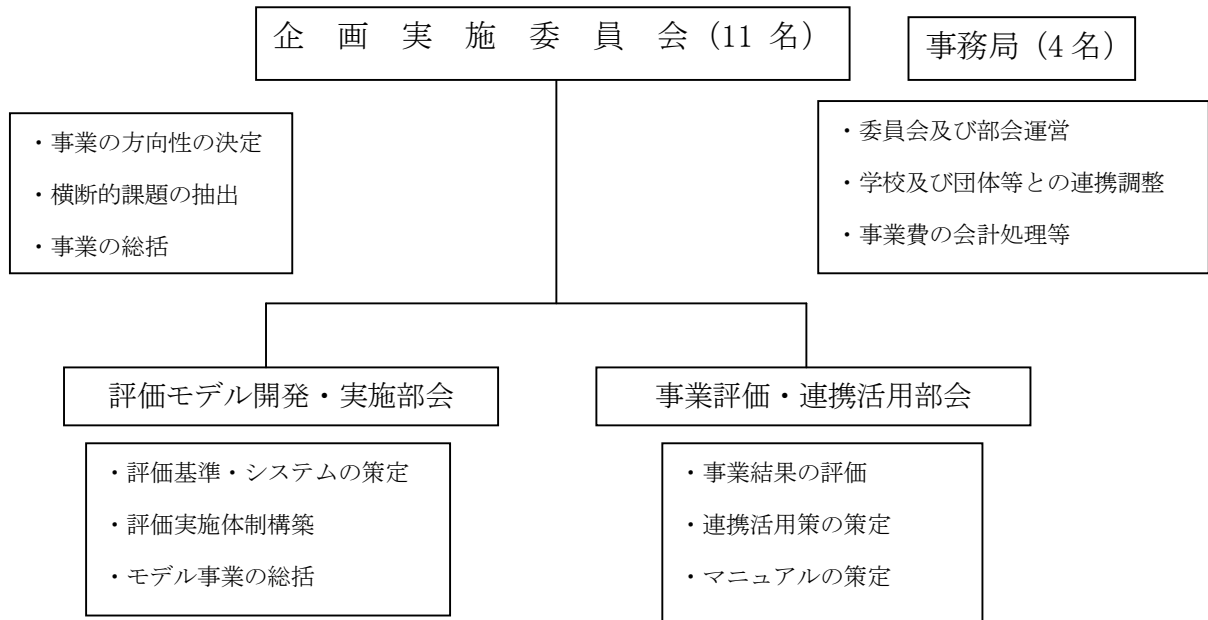
このため、平成 25 年 3 月、文部科学省が策定・公表した「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、複数の専修学校において、学校評価をモデル実施し、専修学校が円滑かつ効果的に学校評価に取り組むことができるよう必要な事項を「学校評価マニュアル」として取りまとめ、専修学校関係者に提示する。

(3) 事業内容

- ① ガイドラインに基づく P D C A サイクルによる自己評価モデルの開発
- ② ガイドラインに基づく学校関係者評価モデルの開発
- ③ モデル校 2 校における自己評価及び学校関係者評価の実施・検証
対 象 校 a ハリウッドビューティ専門学校
 b 早稲田速記医療福祉専門学校
- ④ 学校評価マニュアルの作成
主な内容 a ガイドラインの概要解説
 b ガイドラインに沿った学校評価の進め方
 c 自己評価の進め方
 d 学校関係者評価の進め方
 e 積極的な情報提供
 f 資料編（規程制定例、文書様式例、根拠法令等）
- ⑤ 学校評価の活用方策等の検討

(4) 実施体制

本事業を実施するため企画実施委員会及びモデル開発・実施部会、事業評価・連携活用部会を設置した。具体的な役割は以下のとおりである。



事業受託者：特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構について

設立の経緯：平成 15（2003）年 専修学校構想懇談会（東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会を中心に、今後の専修学校の振興策の検討をするために組織された懇談会）報告において、社会からの信頼性向上のための仕組みとして学校評価への取組を強化し、専門学校の評価システムを構築運用するための推進組織設置の提言を受けて設立された。

平成 16（2004）年 専門学校等の第三者評価機関として NPO 法人「私立専門学校等評価研究機構」設立（東京都知事認証）

平成 17（2005）年 学校評価検討委員会を設置、評価システムの検討・構築

平成 18（2006）年 第三者評価のモデル事業を実施（4 校）

平成 19（2007）年 第三者評価事業を開始（8 校）

平成 20（2008）年 自己評価のための「自己点検ブック」を発行

平成 23（2011）年 「自己点検ブック改訂版」を発行

平成 25（2013）年 第三者評価事業を平成 19 年度以来延べ 31 校で実施 会員校 123 校
(12 月 31 日現在)

企画実施委員会及び評価モデル開発・実施部会、事業評価・連携活用部会の委員は次のとおりである。

【企画実施委員会】委員名簿

任期 平成 25 年 8 月 9 日～平成 26 年 3 月 14 日

敬称略

企画実施委員会(11名)

(50音順)

氏 名	役 職 等
清水 信一	武蔵野東技能高等専修学校 校長
菅野 国弘	全国専修学校各種学校総連合会事務局 次長補佐
関口 正雄	東京スポーツ・レクリエーション専門学校 校長
茅野 祐子	私立専門学校等評価研究機構 理事長
福島 統	東京慈恵会医科大学教育センター 教授・センター長
福島 吉範	東京美容家集団 会長
堀尾 卓	東京商工会議所企画調査部 主任調査役
真上 浩泰	東京都生活文化局私学部私学行政課 課長補佐
松本 泰治	専門学校第三者評価部会 部会長
八尾 勝	東京 Y M C A 医療福祉専門学校 校長
山野 晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

評価モデル開発・実施部会(4名)

関根 安雄	ハリウッドビューティ専門学校教務部 次長
高橋 稔	早稲田速記医療福祉専門学校校長室 室長
八尾 勝	東京 Y M C A 医療福祉専門学校 校長
山野 晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

事業評価・連携活用部会（4名）

菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会事務局 次長補佐
福島 統	東京慈恵会医科大学教育センター教授・センター長
堀尾 卓	東京商工会議所企画調査部 主任調査役
松本泰治	専門学校第三者評価部会 部会長

以上、役職等は就任時点

事務局（4名）

真崎裕子	私立専門学校等評価研究機構 事務局長
斎藤正宏	〃 課長
猪股久子	〃 主事
金城義之	〃 調査研究スタッフ

（5）事業の成果物

学校評価を普及・促進するために次の出版物を作成し、専修学校関係者・関係機関に配布する。

- ① 学校評価マニュアル 800 部
- ② 事業成果報告書 800 部

（6）実施スケジュール

次ページのとおり

学校評価モデル事業実施スケジュール表

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
事業実施	自己評価・ 学校関係者評価 システム素案 作成	自己評価実施 重点目標設定	①②③学校関係者評価委員会 モデル校評価結果公表	①②③学校関係者評価委員会 モデル校評価結果公表	事例調査・アンケート&ヒアリング	モデル校評価 結果公表(最終)	実績報告作成・提出 提出期限3/14
委員会運営	9月5日 ①委員会 ・事業計画検討 ・審議 ・次回調整	10月15日 ②委員会 ・部会審議経過報告 ・課題抽出 ・審議 ・次回調整	12月12日 ③委員会 ・実施状況報告 ・報告書構成検討 ・審議 ・次回調整	2月26日 ④委員会 ・事業結果報告 ・マニュアル決定 ・成果報告書決定 ・まとめ	マニユアル・成果報告書構成案作成・原稿作成・印刷発注		
部会運営	9月2日 9月17日 ①②開発部会 ・事業計画検討 ・モデル事業実施方法検討	10月3日 ③開発部会 ・進捗状況把握 ・学校関係者評価準備	11月27日 ④開発部会 ・進捗状況把握 ・学校関係者評価結果① ・事例調査検討	12月24日 ⑤開発部会 ・進捗状況把握 ・学校関係者評価結果② ・結果活用検討	1月29日 ①評価・活用部会 ・検討の方向確認 ・検討事項整理	2月21日 ②評価・活用部会 ・検討事項整理 ・活用検討方向性 ・マニユアル案作成 ・報告書案作成	

(7) 企画実施委員会及び各部会の活動状況

委員会及び各部会は以下の通り実施した。記述順序は開催順である。

【第1回評価モデル開発・実施部会】 平成25年9月2日開催

- ・ 事業計画の概要説明
- ・ モデル2校における取組の準備状況確認
- ・ 評価モデル実施内容の検討

【第1回企画実施委員会】

平成25年9月5日開催

- ・ 事業計画の概要説明
 - ① 専修学校制度の動向
 - ② 事業計画の内容とスケジュール
 - ③ モデル校2校の取組み状況説明
- ・ モデル実施のあり方に関する審議
- ・ モデル実施の今後の進め方に関する審議



(評価モデル開発・実施部会)

【第2回評価モデル開発・実施部会】 平成25年9月17日開催

- ・ モデル校における自己評価・学校関係者評価の実施計画の検討
- ・ アンケート等による調査計画の検討

【第3回評価モデル開発・実施部会】 平成25年10月3日開催

- ・ モデル校における実施体制の構築、進捗状況の確認

【第2回企画実施委員会】 平成25年10月15日開催

- ・ モデル校における事業実施スケジュールの策定・説明
- ・ 自己評価・学校関係者評価システム、マニュアルに関する審議
- ・ 事例調査計画に関する審議

【第4回評価モデル開発・実施部会】 平成25年11月27日開催

- ・ モデル校における学校関係者評価委員会開催状況報告
- ・ モデル事業における問題点等に関する討議

【第3回企画実施委員会】 平成25年12月12日開催

- ・ モデル校における学校関係者評価委員会開催状況報告
- ・ 事例等調査計画の一部修正に関する審議
- ・ 学校評価マニュアルの構成（案）に関する審議
- ・ 事業成果報告書の構成（案）に関する審議

【第5回評価モデル開発・実施部会】 平成25年12月24日開催

- ・ 第3回企画実施委員会における決定事項に関する説明、討議
- ・ モデル校における学校評価モデル事業実施報告、討議

【第1回事業評価・連携活用部会】 平成26年1月29日開催

- ・ 事業評価・連携活用部会の業務計画の説明
- ・ 学校評価モデルの開発・実施状況報告
- ・ 事例等調査方法に関する討議（所轄庁調査、企業調査、その他）

【第2回事業評価・連携活用部会】 平成26年2月21日開催

- ・ 学校評価アンケート調査結果（中間集計）に関する討議
- ・ 学校評価マニュアル（案）に関する討議
- ・ 事業成果報告書（案）に関する討議

【第4回企画実施委員会】 平成26年2月26日開催

- ・ 学校評価アンケート調査結果報告、審議
- ・ 学校評価マニュアル（案）に関する審議、決定
- ・ 事業成果報告書（案）に関する審議、決定



（企画実施委員会）

2 学校評価システムの開発

(1) 学校評価システムの開発方針

学校評価を行う際の自己評価と学校関係者評価の評価項目及び様式等については、文部科学省のガイドラインにおいて、別添2「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」を参考に、①具体的かつ明確な学校の重点目標の設定、②自己評価の評価項目・指標等の設定、③自己評価の実施などを計画するよう示している。

また、自己評価の評価項目・指標等については、専門学校に関するものとして附属資料1「専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」と別添3「項目別の自己評価表（例）イメージ（専門学校）」、高等専修学校に関するものとして附属資料2「高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」と別添4「項目別の自己評価表（例）イメージ（高等専修学校）」で具体的に示している。

さらに、ガイドライン55ページから58ページにおいて「自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表（イメージ案）」を掲載している。

これらの示された要件と例示をもとに、モデル事業においては以下の条件でモデルを設定し、システム素案をもとにモデル校における実施・検証の過程で得られた情報や知見をもとに、成果物としてのマニュアルを仕上げることにする。

- ① モデル実施・検証は、専門学校を対象として行う。ただし、マニュアルの作成は、専修学校全般を対象とした内容、記述とする。
- ② 評価項目の選定は、ガイドラインに示された評価項目との整合性を図るため、評価機構が新たに定めた「専門学校等評価基準書 Ver. 4.0」（以下「基準書 Ver. 4.0」という。）を基本に評価を行う。その理由については、(3)で説明する。
- ③ 自己評価報告書は、評価機構の「自己評価報告書様式」をベースにガイドラインの要件を充たすように作成する。
- ④ 学校関係者評価報告書は、ガイドラインに定める要件や実施体制を検討し定めた様式を基本に作成する。

(2) 学校評価の標準的スケジュール

学校のホームページなどで公表されている学校評価報告書をみると、学校評価の取組スケジュールは、ある時点を捉え、評価項目・指標に従い点検・評価を行い、その結果を自己評価報告書として取りまとめる方法で行っていることが窺える。

評価機構がこれまで取組んできた第三者評価事業を前提とした自己評価においても、評価対象年度の次年度の一定の日に受審校が作成した自己評価報告書をもとに記載内容の証拠となる文書等を審査する方式をとっている。

そのため、前年度の実績がすべて文書・資料として整うためには、設置法人の決算を待たねばならず、評価資料の提出及び審査の開始は、早くとも9月以降としている。

しかし、ガイドライン 19 ページの「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」によれば、自己評価は年度目標設定の段階から始まって、中間評価を挟んで、自己評価と学校関係者評価をとりまとめ、公表し、翌年度の目標設定や具体的取組みに反映させるようになっている。

この図では、学校評価を1年を通して取組むべきものと捉えおり、これまで各学校及び評価機構が行ってきた一定の時点における学校運営や教育活動の点検評価とは異なるものである。

ただし、これは自己評価と学校関係者評価という、どちらかといえば内部評価の範疇の中で行われるものであるもので、第三者評価とは自ずとスタンスが違うことはいうまでもない。

この進め方のイメージ例は、ガイドラインに示された学校評価におけるPDCAサイクルの導入を視野に組み立てられたものと考えられる。

学校運営や教育活動は、たえず動いているものであり、その過程で課題を発見すれば、直ちに改善策を検討し、次年度をまたず改善に着手することがスピード感を持った今日の学校運営では求められている。

このガイドラインのイメージ例のみでは、PLAN・DO・CHECK・ACTIONの表示はあるものの、具体的に年度のいつ頃からその取組を始めるのか、明確になっていない。

この点については、企画実施委員会でどのように取扱うか議論があった。その中で、4月から翌年3月までという多くの学校の年間スケジュールを基本とした標準的なスケジュールを本事業では示すべきであるとの結論に至った。

本事業で作成するマニュアルにおいては、最も一般的と思われるスケジュールを「標準スケジュール」として提示することにした。

学校評価のスケジュールは、評価結果を具体的に何に活用しようとしている

か、例えば教育課程編成に活用しようとするれば、その取組時期も決まるものであり、各学校で十分な討議を行い、学校運営が円滑に進むような評価スケジュールを策定する必要がある。

(3) 評価項目及び評価指標等

ガイドラインで例示する評価項目は次ページ上段に掲げるとおりである。評価機構で用いている基準書 Ver. 4.0 をその下に参考として示す。

両者の主な相違点は評価項目の構成にある。ガイドラインは「評価項目」と「評価指標」からなるが、基準書 Ver. 4.0 は「大項目」、「中項目」「小項目」の3段階で構成されている。

ガイドラインの「評価項目」が基準書 Ver. 4.0 の「大項目」に相当し、「評価指標」が「小項目」に相当する。

基準書 Ver. 4.0 では、いくつかの「小項目」を「中項目」として括り、さらに「大項目」として評価結果をまとめ記述する方式をとっている。「小項目」と評価指標を比べると、小項目の方がガイドラインより数が多いが、小項目はガイドラインに示された指標と基本的に一致するようになっている。

なお、基準書 Ver. 4.0 は、本来、評価機構が実施する第三者評価のために定められたものである。さらにこの基準書 Ver. 4.0 では、第三者評価の受審校において自己評価報告書を的確に作成してもらうため、「小項目」ごとに「評価の観点」を説明し、「チェック項目」と「参照資料」を示している。これらをひととおり当てることで、評価指標の求めている事柄について見落としや勘違いが生じないように図り、具体的でわかりやすい構造となっていることから、今回のモデル実施において基準書 Ver. 4.0 を基本的に適用することとする。

評価項目・評価指標(ガイドライン抜粋)

項目	指標	項目	指標
教育理念	理念・目的・育成人材像は定められているか	学生支援	進路・就職に関する支援体制は整備されているか
目的・人材	学校における職業教育の特色はなにか		学生相談に関する体制は整備されているか
育成型	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか		学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか
学校運営	目的等に沿った運営方針が策定されているか		学生の健康管理を担う組織体制はあるか
	事業計画に沿った運営方針が策定されているか		学生の生活環境への支援は行われているか
	運営組織や意思決定機能は、規則等において明確にされているか		保護者と適切に連携しているか
	人事、給与に関する制度は整備されているか		卒業生への支援体制はあるか
	教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備しているか
教育活動	情報システム化等による業務の効率化が図られているか		学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか
	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか		防災に対する体制は整備しているか
	学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	学生の受入れ募集	学生募集活動は適正に行われているか
	関連分野の企業・関係施設等・業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直しが行われているか		学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか
	関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置付けられているか		学生納付金は妥当なものになっているか
	授業評価の実施・評価体制はあるか	財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているか
	職業に関する外部関係者からの評価を取入れているか		予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっているか
	成績評価・単位認定の基準は明確になっているか		会計監査が適正に行われているか
	資格試験の指導体制、カリキュラムの中で体系的な位置づけはあるか		財務情報公開の体制整備はできているか
	人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	法令等の遵守	法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
学修成果	就職率の向上が図られているか		個人情報に関しその保護のための対策が執られているか
	資格取得率の向上が図られているか		自己評価の実施と問題点の改善に努めているか
	退学率の低減が図られているか		自己評価結果を公表しているか
	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	社会貢献	学校のエデュケーションや施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
		地域貢献	学生のボランティア活動を奨励・支援しているか

大項目	中項目
基準1 教育理念・目的・育成人材像	1-1 理念・目的・育成人材像
基準2 学校運営	2-2 運営方針
	2-3 事業計画
	2-4 運営組織
	2-5 人事・給与と制度
	2-6 意思決定システム
	2-7 情報システム
基準3 教育活動	3-8 目標の設定
	3-9 教育方法・評価等
	3-10 成績評価・単位認定等
	3-11 資格・免許取得の指導体制
	3-12 教員・教員組織
基準4 学修成果	4-13 就職率
	4-14 資格・免許の取得率
	4-15 卒業生の社会的評価
基準5 学生支援	5-16 就職等進路
	5-17 中途退学への対応
	5-18 学生相談
	5-19 学生生活
	5-20 保護者との連携
	5-21 卒業生・社会人

大項目	中項目
基準6 教育環境	6-22 施設・設備等
	6-23 学外実習・インターンシップ等
	6-24 防災・安全管理
基準7 学生の募集と受入れ	7-25 学生募集活動
	7-26 入学選考
	7-27 学納金
基準8 財務	8-28 財務基盤
	8-29 予算・収支計画
	8-30 監査
	8-31 財務情報の公開
基準9 法令等の遵守	9-32 関係法令、設置基準等の遵守
	9-33 個人情報保護
	9-34 学校評価
	9-35 教育情報の公開
基準10 社会貢献・地域貢献	10-36 社会貢献・地域貢献
	10-37 ボランティア活動

※ 65の小項目(指標)を設定

私立専門学校等評価機構
評価基準項目 Ver.4.0

(4) 重点目標とPDCAサイクル

ガイドラインに示された評価の進め方で最も特徴的な点は、毎年度の重点目標を掲げ、PDCAサイクルを運用してその達成状況を評価し、次の年度へスパイラルアップできるよう改善を継続して図るよう求めていることにある。

重点目標を立て、学校運営を行うことは、従来から各学校において行われてきたことであり、予算・事業計画策定・計画執行の中で行われてきている。

また、事業執行管理上の手法としてPDCAサイクルの導入を図っている専修学校も少なからずある。ガイドラインが示した学校評価の実施とリンクさせた運用が定着するには一定の時間がかかるものと思われた。

しかしながら、平成25年8月、職業実践専門課程の認定に関する規程の施行によって、学校評価の実施及び公表が認定要件として定められたことにより、認定申請を行おうとする学校は、ガイドラインに基づく学校評価に取り組んでおり、専修学校における学校評価の進め方として、重点目標とPDCAの適切な導入が進みつつあるところである。

(5) 自己評価報告書

ガイドライン15ページでは「自己評価の結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。」と定めている。

また、21ページでは「各学校は、自己評価等の結果について、それを踏まえた今後の改善方策、積極的な取組と併せて、刊行物、ホームページ等への掲載などの方法により広く社会に公表すること。さらに、保護者への説明会、関係業界・地域住民等との意見交換の機会などにおいて積極的に説明を行い、今後の取組に向けて、連携・協力の強化や支援が得られるよう工夫する。」ことを求めている。

以上の点を踏まえ、自己評価報告書への記載事項は次の項目とする。

- 1 学校の現況
(学校名・所在地・沿革・学科の構成・学生数・教職員数・施設の概要)
- 2 評価の基本方針
- 3 重点目標
(重点目標・取組状況・成果・課題・今後の取組)
- 4 評価項目毎の記述
(項目についての考え方や方針・現状・課題・改善策・特記事項等)
- 5 参考資料
(組織図・規程・実績データ等)

自己評価において最も事務負担の大きな部分は「4 評価項目毎の記述」である。記述の方法としては、文章記述式、段階別評点方式などがあるが、評価機構では評価の基礎的単位である小項目について表形式で自己評価結果を整理する方式を採用し次の様式を定めている。

枠内には短文または箇条書きで簡潔に記述することになっているので、比較的に作成しやすいという長所がある。

この表で分析した内容は中項目単位で総括し、短文で記述している。公表に当たっては、これをさらに大項目で整理・要約した文章で記述することもある。モデル事業においても、この方法で自己評価報告書を作成することを基本とする。

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料

(6) 学校関係者評価

学校関係者評価については、評価機構ではこれまで取り扱ったことがないため、ガイドラインの定めを読み解き、第三者評価との違いなども勘案しながら、組織体制、評価内容、必要な様式類を含むシステムを検討することとした。

ガイドライン 16 ページ以下によれば、学校関係者評価を実施する目的は、①自己評価結果の客観性・透明性を高めることと、②業界関係者や卒業生など専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図ること等となっている。

また、個々の学校関係者から意見を個別に聞くということではなく、学校関係者評価委員会または学校規模に見合った体制を整備したうえで評価を行うことになっており、「学校関係者」の範囲も例示されている。

学校関係者評価委員会等の役割についても、自己評価結果の内容が適切か、今後の改善方策が適切か、学校の定めた重点目標や学校運営の改善に向けた実際の取組が適切なものか、委員各々の専門的助言を期待している。

委員会の報告書は自己評価報告書同様に公開することになっている。

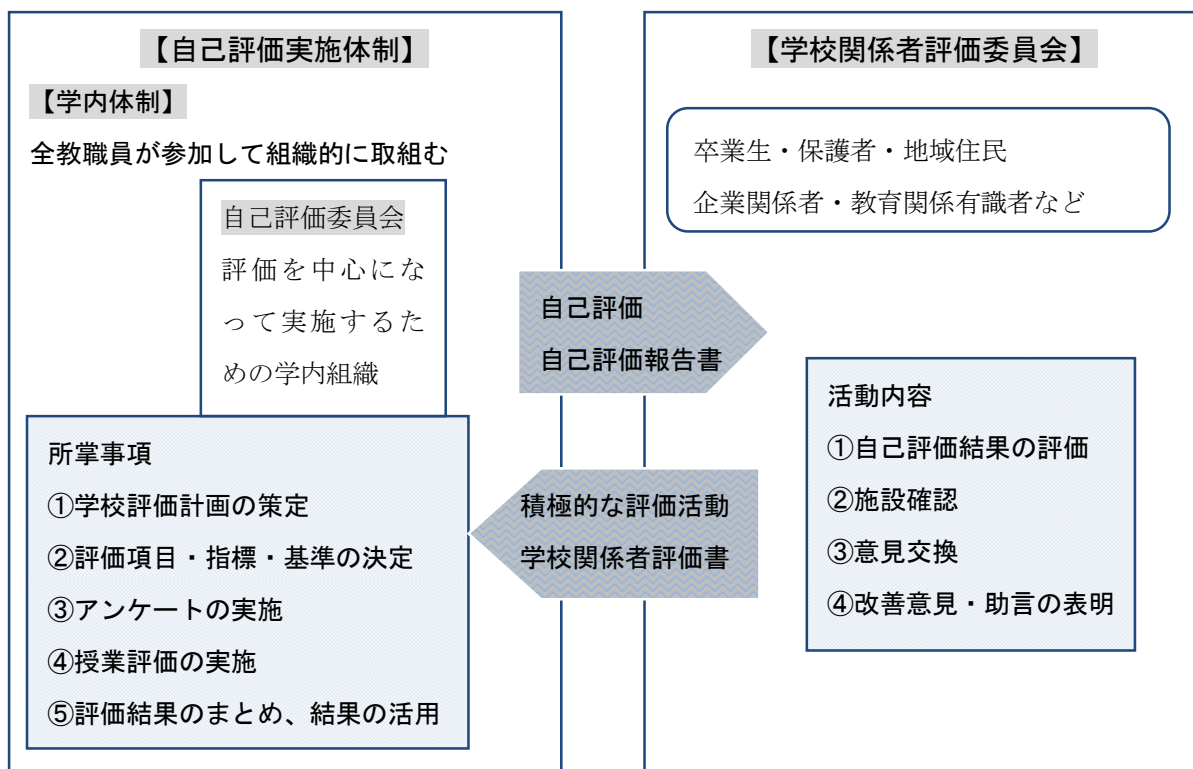
これらの要件を充たす学校関係者評価を実現するためには、専修学校関係者にとっては不慣れな点が少なからずあり、かなりの業務負担が想定されるところである。そこで、モデル実施に当たっては次の点を留意して取組を行うこととした。

- ① 学校関係者評価のためのマニュアル素案を早期に作成し、モデル校で実施を進めるなかで見出した問題点や改善策などを盛り込み、システムのブラッシュアップを図る。
- ② 委員選任に伴う手続き文書様式、学校関係者評価報告書様式、事務局で整備すべき議事録等の様式などを定め、モデル校における事務負担をできるだけ軽減するよう努める。
- ③ ガイドライン上における自己評価と学校関係者評価の相対的な位置づけを理解するため、次の図を作成した。

さらに、学校関係者評価委員会において、学校側の作成した自己評価報告書を正しく理解し、適切な評価や意見をもらうためには、委員会への提出文書として自己評価報告書と併せて解説資料を付した方がよいと考えられる。

次に掲げるのはその例示である。

自己評価と学校関係者評価の組織体系



評価項目Ⅵ 教育環境

評価の視点

- 【6-31】教育必要性に十分対応した施設・設備等
- 【6-32】学外実習・インターンシップ等の教育体制の整備
- 【6-33】防災に対する整備



【方針・目標】

学校の施設・設備等は教育理念等を達成するため、教育上必要性に十分対応し、安全管理等に常に伴働することが重要であると考えている。学外実習等は教育課程上の位置づけを明確にし、関連分野等との連携を図り効果的に行うことを方針としている。

【課題と改善取組】

- 実習設備・機器の維持と更新
- 実習における実施結果の検証と実施場所等の充実
- 大規模災害に対応した食糧備蓄の充実

【現状・具体的な取組】

- 施設・設備は設置基準、美容師養成施設の法令基準を満たし、実習施設については高度な技術を学ぶために業界水準で最新のシャンプー・エステ設備・機器などを完備している。
- 学んだ内容を実際の職場でどのように生かすのかについて実体験できるように5日から2週間程度の研修・企業実習を行っており、実習先のコメントを記した報告書を出させている。
- 海外研修は船隻等のみ実施しており、欧州やアメリカの著名なサロンにおいて、世界の美容界の現状に触れる機会を提供している。
- 所轄の消防署の指導によるマニュアルの作成し、毎年防災訓練を適切に実施している。



【意見・助言】

評価項目Ⅶ 学生の募集と受入

評価の視点

- 【7-34】学生募集の適正化
- 【7-35】学生募集における教育成果の正しい広報
- 【7-36】入学選考基準の明確化と適正な運用
- 【7-37】学納金の妥当性



【方針・目標】

学生募集にあたって、募集時期・募集活動・資格取得・就職率などの情報提供について東京都専修学校各種学校協会の定めたルール等に基づき適正に行い、入学試験結果は基準に基づき適正に垂査することを方針としている。

【課題と改善取組】

- 学校案内やホームページに掲載する教育内容は、閲覧者等に分かりやすく伝えるようさらに工夫する。
- 入学説明会参加者、入学者、辞退者などにアンケートを実施して要因等を分析して教育内容等に改善に活用する。

【現状・具体的な取組】

- 募集時期・募集活動は、東京都専修学校各種学校の定めたルールに基づいて適正に行っている。
- 資格取得率、就職率等の学習成果の実績については、事実に基づき情報提供している。
- 入学希望者が自分の将来や実際の学生生活が実感できるような数値的な実績はかりでなく、入学説明会に在校生を参加させたり、卒業生の活躍状況など、目標となるモデルとして紹介している。
- 入学試験は書類審査、適性検査、面接により実施している。入学試験結果による判定は基準に基づき適正に運用している。
- 学納金は、人件費・教材費等教育関係経費を算定基準に他校の状況も参照して理事会で決定している。
- 入学辞退者の授業料の取扱い、文部科学省の通知に基づき学則に定め、返還等の取扱いを適正に行っている。



【意見・助言】

(7) 学校関係者評価マニュアルの作成

学校関係者評価をモデル校において実施する前に、以下の項目によるマニュアルを作成し、モデル校に説明した。

学校関係者評価マニュアルの構成

- 学校関係者評価とは(概要、目的、実施時期、……)
- 学校関係者評価の実施体制(規程、予算、担当部署等、……)
- 評価委員の人選、委嘱手続き(委嘱・受諾文書、委員への事前説明事項、)
- 評価委員会の開催準備(開催日程調整、会場予約、開催通知、……)
- 評価委員会への提出資料
- 評価委員の使用する文書様式(評価書、ワークシート、……)
- 開催当日の段取り(会場設営、録音装置、報酬等用意、飲物、…)
- 評価委員会の会議運営(委員長指名、学校側出席者、説明者、記録者、……)
- 評価委員会の議事進行(学校概要、PDCAサイクル、自己評価結果、審…)
- 学校の施設案内(施設設備視察、授業風景、案内コース、所要時間、……)
- 評価委員会における質問、資料要求への対応
- 学校関係者評価結果の取りまとめ(意見の集約、文書表現、学校との調…)
- 学校関係者評価結果の公表
- 学校関係者評価結果の活用

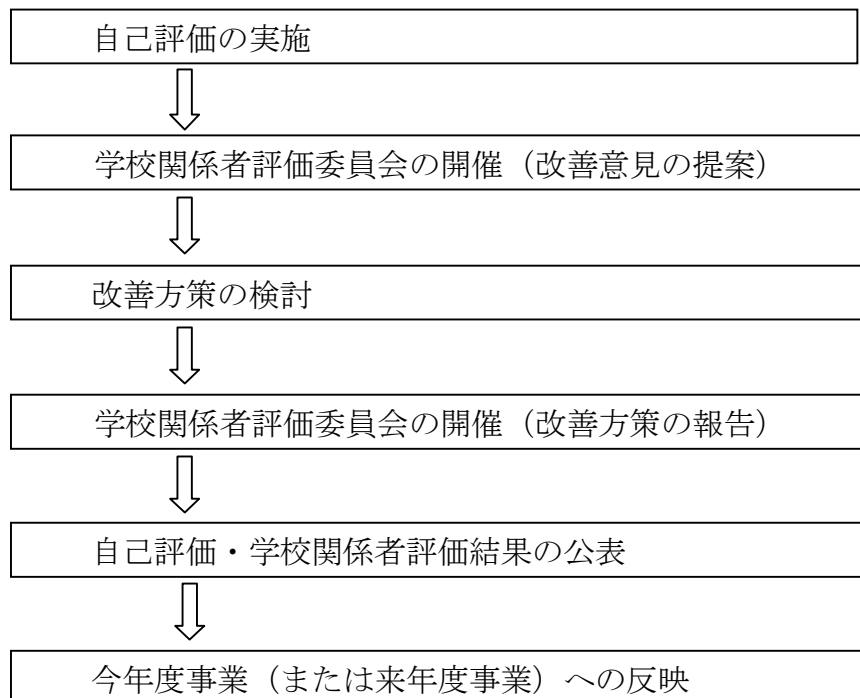
3 モデル校における実施と検証

(1) モデル事業の実施条件

ガイドラインに基づいて自己評価と学校関係者評価をモデル校で試験的に実施するにあたって、次のような検討課題があった。

- ① ガイドラインでは1年間かけてPDCAサイクルを回しながら学校評価活動を実施することになっているが、今回のモデル事業実施期間は平成25年9月から最長でも4カ月以内に完了させる必要がある。4か月という期間を1年間と仮定して実施スケジュールを組む場合、PDCAサイクルや中間評価を十分に活用することは難しい。

この点については、次のプロセスを取ることにした。



- ② ガイドラインでは年度開始にあたって重点目標を設定し、PDCAサイクルによる管理を行うことになっているが、評価対象年度の24年度においては、特に重点目標と位置付けていないし、年度中にPDCAサイクルを意識的に実行していない。

この点については、モデル事業開始時点で、重点目標を改めて定めるとし、自己評価実施において点検をしながら進めることにした。

(2) モデル校の選定

学校評価ガイドラインに基づく自己評価システムと学校関係者評価システム素案をもとにモデル的に学校評価を実施し、システムの検証を行う学校として次の2校に協力を依頼した。この2校は評価機構の会員校であり、自己評価はもとより評価機構による第三者評価をすでに受けている専門学校である。

① ハリウッドビューティ専門学校

所在地 東京都港区六本木6-4-1

設置法人 学校法人メイ・ウシヤマ学園

学校長 山中ジェニー

学校沿革 大正14年、ハリウッド美容学校として開設

設置学科 美容専門課程（4年制：高度専門科）

（2年制：美容専門科・トータルビューティ専門科）

ファッション専門課程（2年制：ファッション専門科）

学生数 732人（平成24年5月1日現在）

第三者評価受審年度 平成22年度

② 早稲田速記医療福祉専門学校

所在地 東京都豊島区高田3-11-17

設置法人 学校法人川口学園

学校長 藤野 裕

学校沿革 昭和10年、早稲田式速記普及会を創設し、実地教育部で開講

設置学科 事務技術専門課程（2年制：医療秘書科・医療マネジメント科・

速記コンピュータ科・くすり調剤事務科

（1年制：診療情報管理専攻科）

教育・社会福祉専門課程（2年制：介護福祉科）

医療専門課程（3年制：鍼灸医療科）

学生数 733人（平成25年5月1日現在）

第三者評価受審年度 平成21年度

(3) モデル校との事業協定の締結

モデル校2校において学校評価モデル事業を開始するにあたり、次の事業協定書を取り交わした。

モデル評価事業協定書

(目的)

第1条 平成25年度専修学校の質保証・向上に関する調査研究「学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証」の実施に係る事業(以下「当該事業」という。)を共同連携して実施することを目的とする。

(開始の時期及び終了の時期)

第2条 当該事業は、平成25年8月9日に開始し、平成26年3月14日に終了する。

(構成員の所在地及び名称)

第3条 当該事業の構成員は、次のとおりとする。

所在地 東京都港区六本木6-4-1 六本木ヒルズ ハリウッドプラザ
学校名 ハリウッドビューティ専門学校
代表者 校長 山中 ジェニー

所在地 東京都豊島区高田3-11-17
学校名 早稲田速記医療福祉専門学校
代表者 校長 藤野 裕

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
代表者 理事長 茅野祐子

(企画実施委員会等)

第4条 当該事業の実施は、構成員を含む「評価モデル開発・実施部会」及び企画実施委員会を設け、当該事業の履行の基本に関する事項、事業運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任等)

第5条 各構成員は、当該事業の履行及びその他関係する事業の履行に伴い負担する債務の履行に関し、共同連携して責任を負うものとする。

2 当該事業の履行に係る各構成員の業務分担及び経費負担については、別表のとおりとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第6条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(協定書に定めのない事項)

第7条 この協定書に定めのない事項については、構成員の協議において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各1通を保有する。

平成25年 月 日

所在地 東京都港区六本木6-4-1 六本木ヒルズ ハリウッドプラザ
学校名 ハリウッドビューティ専門学校
代表者 校長 山中 ジェニー ㊟

所在地 東京都豊島区高田3-11-17
学校名 早稲田速記医療福祉専門学校
代表者 校長 藤野 裕 ㊟

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
代表者 理事長 茅野 祐子 ㊟

別 表

業務分担及び経費負担

構成員名（団体名）	業務分担	費用負担
ハリウッドビュー ティ専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 学校関係者評価の実施に 関すること	自己評価の実施に 関する費用
早稲田速記医療 福祉専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 学校関係者評価の実施に 関すること	自己評価の実施に 関する費用
私立専門学校等 評価研究機構	1 上記学校が実施する自 己評価の支援に関する こと 2 上記学校が実施する学 校関係者評価の支援に 関すること	学校関係者評価に 関する費用

(4) 自己評価の実施

モデル校ではいずれも、毎年 9 月頃から前年度の自己評価に取り組んでいた。これは、東京都内に所在する専修学校については「私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進）」という東京都の補助制度の中で自己点検・自己評価実施校に一律 20 万円を支給する制度があり、その申請時期との関連からきている。このため、自己評価については学校の年間業務予定とほぼ同時期に開始することが可能であった。

自己評価に取り組むにあたって次の点が確認された。

① 実施体制

モデル2校における自己評価実施体制は、いずれも従来から設置している自己点検・自己評価を担当する委員会組織によって取り組むことになった。

② 評価項目・指標の設定

自己評価のためにどのような評価項目や評価指標を設定するかということについては、ガイドライン上では学校が目標の達成に向けて必要な項目を任意に定めることになっている。この点については、両校とも従来から機関別評価として全評価項目を対象に評価を行ってきたことから、全項目をもとに評価を実施することになった。

ただし、ハリウッドビューティ専門学校は基準書 Ver. 3.0 によって作成した自己評価報告書を年度改定することになった。早稲田速記医療福祉専門学校は基準書 Ver. 4.0 に基づき全項目を整理し直して評価を実施することになった。

③ 重点目標の設定

前記(1)の②で述べたように、本来、評価対象年度当初に定めるべき重点目標については、今年度の事業計画などをもとに、モデル2校においてそれぞれ次のとおり設定された。

ハリウッドビューティ専門学校の重点目標

・在校生・卒業生の社会的評価の向上

本校の学修成果目標は、国家試験合格、就職であるが、加えて、学んだことを職場・社会において十分に活かすことができる力を育むことも重要であると考えている。

そのため、学生に対して目標を明確化し、各種コンテストへの挑戦を奨励・支援する。

・入学定員の充足

定員充足は、学校運営・教育活動の基盤であり、質の高い教育活動を行うため重要なことである。

そのため、学校説明会を充実させるなど具体的に入学定員の充足のために取組を強化する。

早稲田速記医療福祉専門学校の重点目標

1. 基本方針

「専門教育と社会人化教育」の教育方針のもと、専門教育においては実務能力を獲得させるとともに、知識・技能レベルの裏付けとなる検定・資格についても、より上位レベルの取得に向けて支援する。

また社会人化教育については、2-40 プロジェクトを推進する中で種々検討を重ねた結果、考える力(Think)、積極性(Positive)、対話力(Communication)の3つの能力が社会人基礎力として重要であると捉え、その育成に向けた諸施策を実行する。

2. 重点目標

この基本方針のもとに、本年度の事業計画の中から、次の3項目を重点課題として取り上げ、取り組むこととする。

(1) 退学防止

・学校評価を高める要因の一つとして、教科・検定指導等の成果は重要であるが、それとともに入学後のミスマッチの解消や生活指導の充実に努め、退学者数を減らすことも重要であり、全在籍者数の4%以下とすることを目標とする。

(2) 教員研修

・学内外における教員研修に積極的に取り組むとともに、昨年の実績を踏まえ、教員が参加しやすい授業公開のあり方を工夫し、教員個々人のインストラクションスキル向上に努める。

(3) 検定指導

・本校最多の学生数を有する医療事務分野の学生について、医療秘書検定は重要な位置づけにある。1年生については、在籍者数の90%以上を3級に合格させ、学習へのモチベーションの維持、向上を図り、2年生については在籍者数の70%以上を2級に合格させ、実務への自信と満足度を高める指導に努める。

(5) ハリウッドビューティ専門学校における学校関係者評価の実施

① 学校関係者評価委員の選任

ハリウッドビューティ専門学校では学校関係者評価委員として次の5名の方に委員委嘱を行った。委員の任期は2年である。

専任区分	氏 名	所 属 等
学識経験者	川口昭彦	(独) 大学評価・学位授与機構 特任教授
企業関係者	長尾哲治	(有)化粧品のお店長尾 取締役・常務
美容業界団体関係者	福島吉範	東京美容家集団 会長
高等学校関係者	富田正次	前 都立六本木高等学校 校長
地域支援者	酒井正子	近隣小学校同窓会副会長

② 学校関係者評価委員会の開催状況

【第1回委員会】平成25年11月19日(火) 午前10時開催

- ・川口昭彦委員を委員長に選任
- ・自己評価・重点目標に関する学校側の説明・審議
- ・評価結果の取りまとめについて審議
- ・今後のスケジュール、次回日程等決定

【第2回委員会】平成25年12月11日(水)
午前10時開催

- ・学校関係者評価報告書案の審議
- ・改善点、向上が望まれる点の審議
- ・学校の今後の取組について意見交換
- ・今後のスケジュール、次回日程等決定



【第3回委員会】平成26年1月29日(水) 午前10時30分開催

- ・学校関係者評価結果の活用の審議
- ・学校の取組について説明
- ・活用状況について文書で取りまとめを決定
- ・国際化に向け「諸外国の職業教育及び資格枠組の動向」について意見交換

③ 特記事項

- ・学校関係者評価報告書案は委員会において作成し、学校側とも調整・確認し取りまとめを行っている。報告書は21ページに及ぶ詳細な記述がある。

(6) 早稲田速記医療福祉専門学校における学校関係者評価の実施

① 学校関係者評価委員の選任

早稲田速記医療福祉専門学校では学校関係者評価委員として次の5名の方に委員委嘱を行った。委員の任期は2年である。

専任区分	氏 名	所 属 等
高等学校関係者	佐藤文雄	元 東京都立東村山西高等学校校長
企業関係者	藤井昌弘	(株)FMCA 代表取締役
企業関係者	保坂正春	早稲田速記(株)専務取締役
卒業生	野間 弘	昭和50年3月卒業生・評議員
保護者	島本厚子	保護者

② 学校関係者評価委員会の開催状況

【第1回委員会】平成25年11月3日（日）午前10時開催

- ・保坂正春委員を委員長に選任
- ・自己評価・重点目標に関する学校側の説明・審議
- ・今後のスケジュール、次回日程等決定

【第2回委員会】平成25年11月17日（日）午前10時開催

- ・学校関係者評価報告書案の審議
- ・次回日程及び審議内容決定

【第3回委員会】平成25年12月22日（日）

午前10時開催

- ・学校関係者評価報告書に基づく改善取組の方向性
- ・各学科長との意見交換



- ・次年度の予定

③ 特記事項

- ・学校側から委員会に提出する資料は、毎回、充実した内容であった。
- ・学校関係者評価報告書案は事務局で作成し、委員会で審議。決定した。
- ・第3回目の委員会には各学科長も出席

し、委員に現状説明し、意見交換を行った。

- ・委員の日程の都合で、委員会はすべて日曜日に開催された。

(7) 評価結果の公表

モデル校 2 校においては、それぞれ第 2 回委員会で学校関係者評価報告書が学校長に提出されたところで、自己評価報告書とともに、学校のホームページに掲載する形で公表された。その内容は、付属資料 3 を参照されたい。

第 3 回委員会の終了を待たずに公表された理由は、両校が別途に職業実践専門課程の認定申請を行っており、手続き上 12 月の申請締め切りまでに公表することが求められていたからである。

(8) モデル校における学校評価の検証

ガイドラインの定めを確かめながら、自己評価と学校関係者評価システムの素案をもとにモデル校 2 校において実地に学校評価を実施した結果について、以下に検証を行う。

① 自己評価システム

ガイドラインに準拠した評価機構の基準書 Ver. 4.0 は旧版の Ver. 3.0 よりも中項目の数を 47 項目から 10 項目減じ 37 項目に整理したうえで、小項目やチェック項目も全面的に見直した結果、よりわかりやすく、作成上の負担も軽減される評価基準であることが確認できた。もっとも両校とも従前から継続してこの基準書のシリーズを適用してきたので、取扱いに慣れているということはあったかもしれない。この点、基準書 Ver. 4.0 の有効性については、今後幅広く活用される中で、さらに検証していかなければならない。

重点目標の設定については、モデル事業実施のために、急遽、事業計画などから目標設定したものであったが、学校の喫緊の課題を数値目標を示して的確に取り上げてあり、目標達成計画や方法も示されていた。今回はスケジュールの制約で PDCA サイクルを活用した手順を踏むことは事実上できなかったが、このような重点目標を設定すれば運用が十分可能であると思われる。

② 学校関係者評価システム

学校関係者評価についてはシステム素案をマニュアルとして学校側に提示し、実施を進めてもらった。想定されていたことであったが、各学校とも委員の人数にかなりの時間とエネルギーを投入したようである。今回の委員数は各校とも 5 名であったが、できれば、もう 1 人か 2 人必要かもしれない。

委員就任にかかる手続き文書類は、実用的であった。

委員会開催に至るまでの開催通知や資料の準備など、マニュアルが参考になったようである。

委員会側からの改善意見については、ハリウッドビューティ専門学校では、「入学定員の充足」について、「社会的環境の変化を配慮しつつ、学科・課程の統廃合を含めた抜本的な対策が必要であろう。」と提言している。また、「更なる向上が期待される点」として、第3回目の委員会で「教育の国際化・グローバル化を取り上げて議論しよう。」と呼び掛け、実施している

早稲田速記医療福祉専門学校においても、重点目標について「具体的な年度の達成目標」を明記することを求め、さらに「新たに法整備される予定のがん登録に対応できる人材など、現場の仕事内容の変化に応じた人材要望の把握や新しい仕事への対応を積極的に進めてほしい。」とアドバイスしている。

各回の委員会には、評価機構事務局職員もオブザーバー参加し、会議の状況などをつぶさに観察したが、いずれの委員会も雰囲気には活気があり、率直な意見交換が交わされ、委員長の取りまとめも適切であった。こういう形で会議運営が進行するならば、学校関係者評価という新しい仕組みも順調に継続すると思われた。

(9) モデル校からの意見・感想

今回、評価モデル実施協力校に、評価の実施、特に今回初めて取組んだ学校関係者評価の実施にあたって、率直な意見・感想を寄せていただいたので以下に紹介する。これらは、当該専門学校の課題であるが、これから学校評価に取り組む学校にとっても大変参考になるものである。

① モデル評価実施に際して困難と感じた点

■ 評価に関する考え方の違い

学校評価についての考え方としてこれまで、両校とも、自己評価、第三者評価の枠組みで学校評価を捉えていたため、ガイドラインに示された「学校関係者評価」の実施にあたっては、学内において一定の議論と合意形成が必要であった。「学校関係者評価委員会」は、ステークホルダーであり、学校の支援者、サポーターと捉えることで位置付けを明確にして、学内の合意形成を行った。

■ 実施期間の制約からの難しさ

実施期間が極めて短期間であったため、ガイドラインに示された、重点項目の設定等など形式的な対応となったところは否定できない。来年度以降は実質化に努めたい。

■学校関係者評価委員の選任など

両校とも準備段階での困難な点として学校関係者評価委員会の委員の選任を挙げている。どのような検討を経て決めたかは、以下の通りである。

- ・卒業生については、評議員など比較的候補が容易に想定できた。
- ・高等学校関係者、保護者は、どういう方に依頼したらよいか、企業関係者はどの分野の企業・団体から選任するのか、設置しているがすべての学科から選任しなければならないのかなど、判断に迷う点が多かった。

結果的には、「職業実践専門課程」認定制度の実施にあたって文部科学省により示された要件に基づいて決める方法をとった。

高等学校関係者は、現職の方への依頼が難しいところから両校とも校長OBの方に、また企業関係者は、職業実践専門課程の推薦学科の分野を中心に選定・依頼することにした。

- ・保護者を選任した学校では、保護会組織が存在しないことから、担当クラスの保護者に個別にお願いした。
- ・地域支援者を選任した学校では、近隣の町会組織も考慮したが人選が難しく、以前から当該学校の教育への理解者で、かつ、教職経歴がある方を選任した。

■事務局としての苦労は

モデル実施では、学校関係者評価委員会を3回開催することと決められていたこと、また、職業実践専門課程の推薦申請手続きのタイムリミットもあり、極めて短期間での委員会開催、実質的な審議内容の確保、会議資料・会議議事録の整理等、事務局としての業務は、正直大変であった。

② 実施にあたって工夫した点

■実質的な審議を確保するために

短期間で実質的な審議を可能にした要因として、委員長を選任が両校とも的確であったことが挙げられる。共通するのは、学校に対する理解の深さである。両校の場合は以下のとおりである。

- ・学校の創立当初から関係が深い企業から選任した委員に委員長就任を依頼した。
- ・以前から交流があり、指導を受けており、大学認証評価を専門とする学識経験者に委員長をお願いした。両校とも、以前から、連絡の機会が比較的多く、また、1校の場合は、近隣に事務所があったこともあり、事前の打合わせや連絡調整が円滑に行うことができる条件が揃っていた。

③ 今後の課題・提案

■PDCAサイクルを機能させるために

学校評価ではCとAがポイントだが、年度初めの方針と活動計画の作成、年度末の活動報告で手一杯の現状で、自己点検・評価までは何とか実施できるが、改善活動がなかなか進まないという側面があるように感じている。

PDCAのCにおいて望ましくない事態に直面したとき、再発防止、未然防止のための処置をとることによってマネジメントのレベルが上がる。改善とは、それを確実に行うことであり、これが、PDCAのねらいだと言われている。この考え方からも、自己点検結果の内容が適切か、今後の改善方策が適切か、重点目標や自己点検の評価項目等が適切か、学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かなどについて、学校関係者評価委員会から率直な意見と提案をいただきたいと考えており、委員会運営において実現できるよう努力したい。

■学校関係者評価の実施についての提案

職業実践専門課程の認可申請する場合は、要件を満たすことは、必要だが、本来の学校関係者評価においては、ガイドライン全項目の評価ではなく、まずP（目標）を明快に説明する、教育や学校運営に関する年間テーマの中から委員会において評価してもらう重点目標（数値も示す）に絞って、D実施プロセス（活動経過）と結果（数値）からC（評価）を行ってもらい、評価結果に対する回答（A改善の進め方）を期限付き（次年度の重点目標検討前まで）で学校に要求してもらうことを標準の考え方にしてはどうだろうか。

その上で次年度初回の委員会でA改善の進め方の実施状況を報告して、更に意見・提案をいただくことで継続的な改善を目指したい。

■委員の選任と委員会運営についての提案

今回お願いした委員の方々は、従来から本校の教育活動等に理解があり、協力を得ていることから評価の目的は達成できたが、学校側も委員側も学校関係者評価についての理解のための研修等が必要であると考えます。

④ 専修学校の学校評価制度等についての要望

■制度の道筋の明確化について

これまで行ってきた自己評価、第三者評価について、学校関係者評価に生かすことができたが、職業実践専門課程の認定制度などの新たな動きの中でガイドラインの内容や評価制度そのものの動きが今後どのようなようになるのか道筋を明確に示してほしい。

■第三者評価について

ガイドラインに明記はされているものの、第三者評価については、「・・・・仕組みの構築も含め、更に検討するとともに、先導的な取組を推進する必要がある。」、「・・・既に実施されている先進的な第三者評価の取組等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。」とされており、今後のテーマ扱いになっている。

このため心配なのは、今回、自己評価と学校関係者評価を実施したので、学校評価はしっかりとやっている、要件を満たしていると判断されてしまうことである。

学校関係者評価は外部評価ではあるものの、あくまでも自己評価につながる学校内の評価の仕組みであることを忘れてはならない。評価機関(第三者)が設定した基準に基づく客観的な評価と専門的な助言とともに、課題や改善の方向性等が明示される第三者評価が次のステップであり、それが学校運営の更なる活性化に繋がるものであると考える。

4 学校評価マニュアルの作成

(1) マニュアルの作成方針

学校評価ガイドラインの趣旨に基づいて、専修学校教育の質を保証しその向上に資するために学校評価を継続的に実施するためには、学校内に自己評価を実施するための組織体制を整備し、併せて個々の教職員が学校評価の意義を十分理解することが必要である。このマニュアルは、各学校において、学校評価を円滑に進めるために必要な事項をまとめ、実用的な手引きとなるよう作成したものである。

(2) マニュアルの構成

この学校評価マニュアルは、ガイドラインに示された事項に沿うとともに今回のモデル実施の結果、評価機構がこれまで取組んできた事例を基に作成したものである。

学内体制の整備から自己評価報告書の作成までこれから学校評価に取り組む学校においてもガイドラインに沿って学校評価の意義を理解しながら学校評価を進めることができよう構成している。

専修学校の学校評価マニュアルの構成

本 編

- I 専修学校の学校評価制度
- II 学校評価ガイドラインの策定
 - 1 学校評価の定義
 - 2 学校評価の目的
 - 3 学校評価と PDCA サイクル
- III ガイドラインに沿った学校評価の進め方
 - 1 基本方針の策定
 - 2 学内規程の制定・改正
 - 3 自己評価の重要性
 - 4 学内評価実施体制の整備
 - 5 計画・スケジュールの策定
 - 6 評価項目・指標の設定
 - 7 重点目標の設定
 - 8 外部アンケートの活用

9 自己評価報告書の作成・報告書の記述

10 確認資料の収集と管理

11 自己評価結果の公表

IV 学校関係者評価の進め方

1 学校関係者評価のガイドライン

2 自己評価と学校関係者評価

3 学校関係者評価委員会の設置

4 学校関係者評価報告書の作成

5 学校関係者評価結果の公表

6 評価結果の活用

7 学校関係者評価の継続

8 学校関係者評価の事例紹介

V 学校関係者評価と第三者評価

VI 職業実践専門課程の認定と学校評価

VII 積極的な情報提供

1 情報提供の内容

2 情報提供の方法

資料編

I 学校評価ガイドラインの附属資料から

II 各種様式例

III 規程例

IV 専修学校における学校評価に関する根拠規定

5 専修学校の学校評価制度に関する調査と課題

今後の課題を抽出するため、今回、ガイドラインの策定・公表を契機として専修学校における学校評価への取組状況に変化があったか、また、所轄庁ではどのような新たな取組がなされているか、加えて、企業が学校評価についてどのように捉えているかについて調査を行った。詳細な調査・分析には至らなかったが、学校評価への取組についていくつかの課題を確認できた。ここでは、調査結果を中心に、そこから見えてきた課題を記述する。

(1) 専修学校における取組状況調査

平成 25 年 3 月に文部科学省から公表されたガイドラインを受けて、各専修学校は、どのような取組を始めているだろうか。取組状況を調査するため、本来は全国的な調査を実施するところだが、今回は時間的な制約もあったところから、当機構の正会員あてにアンケートを実施することにした、平成 26 年 2 月 3 日付けで 122 校あてにアンケート調査を行い、52 校から回答を得ている。自己評価、学校関係者評価、積極的な情報提供に関する設問の回答を以下のとおりまとめた。

調査項目 I 自己評価

① 学内の評価組織 ()は回答全体比

評価組織として、常設の委員会を設置している及び学内委員会で実施との回答が一番多く 30 校 (57.7%) で、担当部署及び担当者において実施をしている学校は、21 校 (40.3%) である。担当部署が実施している学校も割合として多く、学校の規模等との関連についての分析も今後必要である。

② 評価項目

評価項目の決定では、ガイドラインに沿って実施したとの回答が 36 校 (69.2%)、従来の方で実施したとの回答が 16 校 (30.8%) で、今回ガイドラインが示した評価項目・評価指標を意識している傾向が表れている。

③ 実施期間

評価実施期間は、2 ヶ月以内が最も多く 17 校 (32.7%) で、最も多く時間をかけている学校は 6 ヶ月以上を超えとの回答が 5 校 (9.6%) あった。全体を見ると 1 から 3 ヶ月以内で 67.3% の学校が実施している。

④ 携わった人員

評価業務に携わった人員は1人から30人まで幅広く、人数ごとで見れば5人との回答が9校（17.1%）で、2人から6人の範囲に31校（59.6%）が入っている。

⑤ 自己評価結果の公表

自己評価結果の公表では、31校（59.6%）がホームページでの公表と回答、冊子の配布を含めると73%の学校でガイドラインの沿った公表方法で公表していることがわかる。反面6校（11.5%）では公表していないとの回答もあり、公表を法令規定、ガイドラインの趣旨も踏まえて普及・促進するためには、何が要因となって公表していないのか説明が必要である。

調査項目Ⅱ 学校関係者評価

① 実施状況

学校関係者評価の実施状況は、30校（57.7%）が今年度すでに実施し、8校（15.4%）が平成26年度に実施を予定している。合計すると52%が実施をしたか準備をしている。今回、職業実践専門課程の認定についての設問は用意しなかったのが推測の範囲であるが、学校関係者評価の実施・公表が認定要件になったことが影響していると考えられる。この傾向は、自己評価結果のホームページ上での公表の回答数が従来に比べて多くなっていることも同様の理由と考えられる。

② 実施時期

実施時期も幅があるが、回答した学校では12月から1月で概ね実施を終えている。この実施時期について、ガイドラインが示しているPDCAサイクルの活用と評価の標準スケジュールとの関連から、各学校の事情から異なる取組みが行われているということがわかるが、今回は職業実践専門課程の申請時期に影響されていることも考えられる。

③ 学校関係者評価委員会の開催回数（）は実施校比

委員会の開催回数は、1回が最も多く15校で実施した学校が50%で、2回が13校（43.3%）、3回（6.67%）である。今回の評価モデル実施校においては、3回実施している。自己評価結果、学校関係者評価結果、改善についての意見交換を実施するとの考えで実施回数を決定したが、調査結果から実態

は少ないことがわかった。但し開催委員会の回数を設問としたため、持ち回りの審議などのやり取りは設問に含んでいないことから一概に少ないとの結論は出せない。

④ 学校関係者評価委員会委員数

委員数も実施期間と同様で3人から25人まで幅がある。これは、職業実践専門課程が示した委員会構成の要件の中で企業関係者の選任を必須としたことでそれぞれの学校の学科の規模により委員数が異なっていることによるものであることが推測される。5人から10人の範囲の中に50%の学校が入っている。

⑤ 委員の選任区分（評議員のうち数）

委員の選任区分では、卒業生が39人で実施校1校当たり1.3人、業界関係者は、101人で実施校1校当たり3.4人、高等学校関係者は16人で実施校1校当たり0.5人、保護者は20人で、実施校1校当たり0.7人、地域住民は、17人で実施校1校当たり0.6人、学識経験者は16人で、実施校1校当たり0.5人、評議員は8人で、実施校1校あたり0.3人である。

これらの委員のうち評議員は22人で実施校1校当たり、0.7人となっている。

今回の評価モデル実施校においても委員の選任区分を決めることに難しさはあったが、職業教育機関であり職業実践専門課程の認定要件が学科に関連する業界関係者委員を必須としたことにより、委員構成の中心となる委員が決定して、その他の委員構成が決定するという評価モデル実施での実例と同様の傾向にあるのではと推測される。

評議員を学校関係者評価委員として選任することは、モデル評価実施においても当初検討したが、外部評価の要件を備えている適任者が予想より少なかったことにより、評議員活用型の学校関係者評価の実施は実現できなかったが、一定の人数が選任されていることが確認できた。学校関係者評価の実施では、評議員の活用は、引続く課題である。

⑥ 委員の任期

委員の任期は、1年が13校（実施校1校当たり43.3%）2年も同様の数値で、3年が1校、4年が1校である。委員に任期の決定は、学校側に委ねられている。

何年が合理的かという判断は一概にできないが、学校法人等の役員の任期

が2年ということから、継続性も考慮すると2～3年程度かということで、評価モデル実施では2年としている。

⑦ 評価報告書の作成

学校関係者評価の結果を取りまとめについて、委員会側が報告書を作成した学校は5校で実施校のうち16.7%で、事務局が審議状況から原案を示し審議の上、決定した学校は24校で80%で、ほとんどの学校では学校側の原案作成という回答である。

委員長が作成した学校が1校あった。評価モデル実施においても1校は委員会、1校は学校という結果であった。委員会が作成したとして、学校側とのやりとりは必要であったことはモデル実施の事例からいえる。報告書の作成は、業務的な負担感があることから、報告書の様式等の設定など工夫が必要である。

⑧ 評価結果の公表

評価結果の公表は複数回答形式をとったが、25校がホームページ上で公表しており実施校のうち83.3%、冊子配布が5校16.7%、窓口閲覧が2校、6.7%、公表していないとの回答が2校0.07%あった。ホームページでの公表が高い率を示しているのは、職業実践専門課程の要件であることが要因である。

設問Ⅲ 情報提供等ガイドラインへの対応

① ガイドラインへの対応

情報提供において、ガイドラインに沿って既に行った学校は、27校51.9%であり、準備中を含めると94.2%がガイドラインに沿った情報提供に取り組んでいることがわかる。各学校において教育情報等の積極的な取組を促すことの推進力となったのが職業実践専門課程の要件であり、専修学校における積極的な情報提供がこのことを契機として既に広がっている現状は、学校ホームページで確認できる。

② 情報提供の方法

情報提供の方法は、学校のホームページに掲載した学校が27校で既に情報提供している学校が全てホームページ上の公表を行っていることが分かった。その他広報誌への掲載が1校、準備中1校という回答である。

今回の調査結果から、自己評価の実施及び結果の公表において、ホームページ上での公表方法をとる学校が確実に増加していることが明確になり、ガイドラインの策定、それに続く職業実践専門課程の認定制度のスタートが推進力となり実施方法が示されて日が浅い学校関係者評価の実施が既に一定の学校で実施されていることが確認できた。

特に学校関係者評価の実施では、職業実践専門課程の要件として示された具体的な委員選任、委員会の開催、評価結果の公表方法、評価結果の活用がガイドライン的な役割となって実施されてことが窺える。

このことは、モデル実施の事例として実施後に協力校から寄せられた感想にも明確になっている。

今後、職業実践専門課程の認定制度の対象校が広がることにより、専修学校におけるガイドラインに基づく学校評価の実施が促進されることは予想される。

一方、職業実践専門課程は専門課程を設置している学校のみが対象であることから、設置していない学校、高等課程のみ設置している学校についてはどのような状況なのかについても調査を行い普及促進策を策定する必要があると考える。今回の事業では、モデル実施の事例等を活用して「学校評価マニュアル」を作成した。このマニュアルがその一助になればと考えている。

(2) 所轄庁における取組状況

ガイドラインによって専修学校の学校評価の実施方法等が具体的に示された。その後、25年8月には「職業実践専門課程」の認定に関する規程が公表され、学校評価の普及・促進に大きく影響している。

これを受け、専修学校の所轄庁である都道府県では、どのような対応を図っているのだろうか。平成26年2月7日付けで47都道府県にアンケート調査を実施し39都道府県から回答を得た。ガイドライン策定を契機に取組んだこと、学校評価結果の活用、学校評価への支援等に関する設問の回答を以下のとおりまとめた。

設問Ⅰ 文部科学省ガイドラインへの対応

① 問合せ状況

ガイドラインに関する問合せ状況は、内容では、「ガイドラインの規定解釈」4団体・17件、「自己評価実施方法」10団体33件、「学校関係者評価の実施方法」14団体84件であり、職業実践専門課程に関連した質問が多く寄せられたとの回答が3団体からあった。その他の問合せ内容として「評価項目につい

て」2 団体あった。その他の団体は未回答かゼロ件ということでガイドラインについての直接の問合せは、多くはないことが確認できる。ただし職業実践専門課程の認定手続きに関しての問合せはあり、その中で要件となっている学校評価に関する問い合わせなどは一定程度あったと推測される。

② 学校評価促進のために取り組んだこと

ガイドラインの説明会を開催した団体が2 団体で内1 団体は専修学校団体と共催で行っている。ガイドラインのマニュアルを作成して専修学校に配布した団体が1 団体あった。自己評価結果・学校関係者評価結果の報告を求めることにした団体も1 団体あった。

その他の取組では15 団体が、職業実践専門課程の説明会でのガイドラインの説明、チェックシートの作成・配布、運営等調査結果による把握及び指導、訪問調査時における指導など行っている。今後の取組予定については、マニュアルの作成・配布、研修会の実施など具体的に計画していることが確認できた。

③ 連携強化・支援に繋がる評価結果の活用法

ガイドラインで示された評価結果の活用として、連携強化・支援についての取組を求めていることから、所轄庁の実施状況を検討・予定状況についての設問は複数回答形式で行った。

「各学校の教育の特色、課題とその改善に向けた取組状況を積極的に把握する」が24 団体で最も多く、次に「定期的に行っている学校の運営状況調査等の項目に学校評価の実施状況の項目を加える」が予定を含め14 団体であり、「評価結果を専修学校教育の質向上を図るための支援策の検討の参考とする」が11 団体である。積極的な対応として「学校関係者の研修会等で学校運営改善のための指導等に活用する」が6 団体、「産業振興部署と協力し、教育課程の編成や学校関係者評価への人材派遣など地元企業との産学連携の仕組みを構築する」が2 団体あった。

この設問は、今回の調査研究事業において、評価結果の活用についての提案が課題としてあることから設定したものである。回答数は少ないものの「産業振興部署と協力し、教育課程の編成や学校関係者評価への人材派遣など地元企業との産学連携の仕組みを構築する」が2 団体あったことは、今後の取組の方向性を示すものとして意義深い。

設問Ⅱ 専修学校に対する研修実施状況

① 実施状況

専修学校を対象とした研修の実施状況としては、定期的に4団体が実施をしており、専修学校団体へ委託して実施をしている団体は4団体である。実施したことがないと回答した団体は28団体、実施していた団体は2団体あった。研修は実施しないが、講師を派遣した団体も内数であるが2団体あった。

② 実施内容

研修内容では、学校評価に関することをテーマとした研修会は1団体のみが実施している。他の研修内容では、教員研修、管理監督者研修、人権教育研修、学校法人研修事務担当者研修が実施されている。

③ 必要な研修内容

この設問は、これからの学校評価をテーマとした研修では、どのような内容が必要なのかを複数回答形式での設問である。「学校評価制度全般に関する解説・講義」が最も多く20団体、次に「学内における自己評価の進め方と報告書の記載演習」が16団体、「専修学校におけるガイドラインについての内容解説」が15団体である。

また、「管理監督者が学校評価を推進する役割と責任を理解するための講義」が15件である。「学校関係者評価委員会の運営に関する解説と模擬演習」が8団体、「学内・地域での推進する人材を養成するための研修」が7件である。

「学校関係者評価委員を養成するための研修」も6団体が必要であると回答している。自由意見欄では、学校の規模の大小、学校評価に関する意識の差により取組みの差が激しい現状から、学校評価に対する認識を養う研修が必要であるとの意見が寄せられている。

設問Ⅲ 専修学校の評価実施への支援制度

① 支援への取組

学校評価促進のための具体的な支援では、評価経費の補助を行っている団体が2団体あり、各種補助制度の算定にあたって学校評価の実施を要件としている団体が予定を含めて8団体ある。研修会の開催経費補助が2団体、専修学校団体へガイドラインに基づくマニュアルの作成及び説明会の開催を委託事業として実施する予定であるとの回答が1団体からあった。

② 学校評価促進への考え

学校評価に関する自由意見では以下のような意見が寄せられた。

○専修学校 については教育内容や学校の運営形態が多種多様であることから、学校評価モデルを一律に適用することは困難な状況にある。学校評価の取組を進めていくためには、各学校が自校の運営状況に応じて参考にできるよう、多様な学校評価モデルの提供が必要であると考えている。

○法令により自己評価の実施・公表が義務、学校関係者評価が努力義務であることを周知して実施・公表率を高めていく必要があると考えている。そのため、各都道府県の状況や取組みについて情報共有していただきたい。本調査もフィードバックしていただきたいのでよろしくお願いいたします。

○学校評価については正しく理解していない学校が見受けられる。(特に学校関係者評価の運用方法) マニュアルの整備が必要である。

○専修学校全体の学校評価を推進するため、ガイドラインに基づく実践例の公表、外部アンケートの共同実施など専修学校間の連携による全体的な質向上の取組の推進への取組が必要である。

○職業実践専門課程の認定制度の施行に伴い学校関係者評価を実施する学校が増えた。学校が自主的に行うことが理想であるが、上記のように何かの手続きに結びつけることで更に推進できるのではないかと思う。

○学校規模が様々であり評価レベルもまちまちである。学校が学校評価を活用することに効果を感じ、自発的に取組むことが重要である。

今回の所轄庁への調査については、実施をするかどうかで悩んだところである。理由として、職業実践専門課程の認定手続きが行われており、はじめての手続きのため都道府県の担当部局では大変なご苦勞があると推察し躊躇した面が否めないが、ガイドラインには、所轄庁の取組に言及しており、各専修学校に対して認可・届出等の手続きなどを通して、もっとも専修学校の状況について把握している都道府県に対する調査は欠かせないと判断して実施を行った。

結果 39 団体 (83%) から回答を得た。回答内容から、ガイドラインの策定、職業実践専門課程の認定制度の実施の状況から、これまで以上に実施についての相談への対応、学校評価をどのように普及・促進していくかについて、課程・分野・規模等に様々に状況が違う専修学校に対応していかなければならない都道府県所轄庁は苦慮している状況が分かる。このような率直な回答があったことは意義があった。指摘された事項にどのように対応していくか今後の課題である。

(3) 学校評価における企業との連携

専修学校では、実践的な職業教育に取り組んでいる学校が多く、専修学校制度の大きな特徴となっている。このことから、就職活動、教材開発、実習、インターンシップ、教員の育成、教員の派遣・採用など教育活動・学校運営のあらゆる場面において継続した連携関係を構築している。

学校評価という側面からの連携関係はどうか、自己評価の実施においては、実施結果を公表する場合は、一般に向けての公表であることが多い。評価機関である当機構では、第三者評価に実施にあたって、受審校の設置学科と関連する企業・団体から評価委員を選任して、学校ごとに設置する評価部会に参画している。

具体的な評価者選任では、資格団体、養成学校協会等からの推薦もあるが、個別にあたることが多いのが現状である。

今回、ガイドラインでは、自己評価に加えて学校関係者評価の実施を推奨しており、職業実践専門課程の認定制度では学校関係者評価の実施と結果公表が要件となっていることから専門課程を設置し、当該課程を目指す学校にとっては、関連する企業等との継続した連携関係の構築が喫緊の課題となっている。

本事業での評価モデル実施では、企業関係・団体関係からの委員の選任と依頼はこれまでの学校のネットワークを活用して選任・依頼が行われたことから他の選任区分に比べると容易に選任できるにではとも考えられる。しかしながら、企業・業界団体等からの意見は重要で委員の資質も問われるところである。

そこで、今回、東京商工会議所の協力により2つの企業から意見を聞くことのできたので紹介する。

■情報システム系企業取締役

当社では専門学校から就職先として一定の割合を受入れている。新任研修を依頼して実施する中でマナー教育も実施しているので円滑に職業生活に移行できている。企業側にとっても職場に定着させることは重要な課題となっているが、当社での専門学校卒業生は、大学生に比べ短い導入期間で職場に慣れていると感じられる。

学校評価制度については詳しくは分からないが、学校運営・教育活動についての評価結果の公表は意義あるものだと思う。なぜなら、一定の基準をクリアしており、適切に学校運営がなされていることが公表されれば、学校選択の基準となるからである。学校が学校関係者評価を行ったり、教育課程の編成について企業等から意見が必要であれば当社としては協力したいと考えている。

■ホテル人事総務部門次長

ホテルにおける職種・担当分野は、大きく分けてサービス部門とレストラン調理部門とに分かれる。ホテル業務及び調理については専修学校も多く、就職では一定割合受入れている。

ホテルでは職場の中で、新任の教育訓練をすることが一般的である。専修学校を卒業して就職した場合、具体的な業務に慣れるのが早く、驚かされる面もあるが、就職してから2から3年を経過すると大卒とあまり変わらなくなる。職場に入ってからスキルアップ、キャリア形成などに対する意識に差があるのかとも考えられる。学校で行われているキャリア教育の中に社会人基礎力の修得に加え、キャリアパスなど導入する必要があるのではないだろうか。

また、職場への定着という面では、一般的に大卒に比べ年齢が若い分、職場での訓練や下積みの仕事を経て、希望する部署へ異動することができることへの理解が十分でなく、すぐあきらめてしまう傾向もある。

学校評価制度については、これまで承知していなかった。就職の内定にあたっては出身学校の内容も確認している。学校評価結果が公表されていれば当然参考にするだろう。学校が学校関係者評価を行ったり、教育課程の編成について企業等から意見が必要ということで委員会等へ参画を求められた場合、経営者の判断になると考えられるが、就任依頼を受け、参加について具体的な判断をすることになるだろう。

専修学校教育に期待することでは、2年から3年の経験者に対する短期間の研修の機会があれば活用したいと考えている。

今回の調査では以上の2社からの聴取のみであったが、2社を選ぶ上で考慮したことは、日頃から専修学校の就職先などで関係が深い企業を選択することであり、この点では東京商工会議所が主催している就職企業説明会の資料を参考とした。また、聴取についてのコンタクトも同所にお願いでき、協力に対し深く感謝している。2社の意見から企業側は、特に就職などに関連している企業では、教育課程編成・学校評価など専修学校教育の質の保証・向上について無関心ではなく、機会があれば積極的に協力する姿勢は十分持っている。しかしながら学校評価制度など一般社会に十分普及していないことが大きな要因となって、連携の仕組みが十分構築されていない現状がある。これまで、専修学校を対象とした学校評価研修会を実施し、学校評価の普及・促進を図ってきたが、課題は明確であり、今後は、連携を求める企業及び企業団体・業界団体、中学・高等学校関係者等へ制度説明・協力依頼のため周知を図る取組みがこれまで以上に重要になっている。

(4) 学校評価における関係団体との連携

専修学校には医療・福祉系の養成施設として指定されている学校があり、いずれも養成施設の協会、資格取得者の協会、国家資格試験実施団体、関係学会など組織している。そうした学校関連の団体も企業・企業団体と同じように学校評価・教育の質向上への取組を支援する組織として協力を求める必要がある。

ここでは、当機構が取組んでいる事例を紹介する。当機構は、平成16年から専修学校の学校評価の推進に取り組んでいるが、第三者評価に係る評価委員の確保、特に専門領域の委員の確保については各団体への依頼を行っている。

ことから、複数の団体で支援協議会をつくり、学校の養成に応じて、評価委員などの派遣を行う仕組みを構築できないかと模索してきている。今回、柔道整復師養成プログラムの評価の研究を通して、支援組織の検討を始めるために関係団体へ委員推薦を依頼し、各団体から推薦委員が決定して、今年度から検討を開始することになっている。このような仕組みが他の資格・業種でできない

か、まず柔道整復師養成関係団体のおいての試行から始め、状況を紹介して普及していきたいと考えている。

学校評価等推進連絡協議会(仮称)の設置

- 1 職業実戦専門課程の認定等を契機とし、柔道整復師養成機関における質保証・向上のための連絡協議会を下記機関の構成により設置する。

- ☐ 公益財団法人 柔道整復研修試験財団
- ☐ 公益社団法人 全国柔道整復学校協会
- ☐ 公益社団法人 日本柔道整復師会
- ☐ 日本柔道整復接骨医学会
- ☐ 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

2 協議内容

- 養成機関に対する継続した連携関係構築の検討・実施
- 評価委員の派遣等各学校の取組への具体的な支援策の策定・実施

6 まとめ

専修学校設置基準の一部改正で自己点検評価と結果の公表が努力義務化されて、はや12年、学校教育法施行規則の一部改正で自己評価と結果の公表の義務化、学校関係者評価の努力義務化が制定されてからも、はや6年が経過している。法制度の整備は進んでいくが、専修学校における学校評価の実施状況は、自己評価の実施率がようやく過半数の学校で実施するようになったところであった。

当機構としては、平成16年設立以来、会員とともに進めてきた学校評価への取組も平成19年度から第三者評価事業の正式な実施へ着実に近づけてきていると考えている。そのような経過の中にあって、依然として専修学校における学校評価の普及・促進への課題は数多く存在している。

平成25年3月、文部科学省から専修学校の学校評価に関するガイドラインが公表され、ついで8月、職業実践専門課程の認定に当たって、自己評価と学校関係者評価の実施と公表が認定条件として実質上義務付けられたことは、専修学校制度において大きな転換期となった。

ガイドラインが示した趣旨は、以下の2点である。第1に、学校評価が自己評価に留まらず学校関係者評価、第三者評価へ進展していくということ。第2に、学校評価は学校のみが取組むものではなく、保護者・学生・企業等・関係団体・所轄庁等がそれぞれの立場で参画して実施していくこと。当機構でも、この2点が重要なポイントであると考えている。

ガイドラインが策定・公表されてほぼ1年近く経過したが、この間、専修学校、とりわけ専門学校関係者の学校評価への関心は驚異的に高まってきている。評価機構の開催する研修会でも会場の都合でお断りする事態にもなっている。

このような状況は歓迎すべき点もあるが、今回実施した調査結果等から、専修学校はもとより、広く一般社会に学校評価の趣旨や目的が十分浸透しているのか、評価のための評価といった形骸化への危険性はないのか、様々な課題も見えてきている。いま一度、学校評価に取り組む意義を確認してから先に進むべきであると考えている。

その手始めとして、ガイドラインの趣旨を具体的に方法論的にとらえ、モデル評価実施の事例、評価機構の取組の成果を基に『文部科学省「学校評価ガイドラインに基づく「学校評価マニュアル」学校運営・教育活動の改善に向けて』として作成した。この「学校評価マニュアル」が専修学校関係者に広く活用されることを願ってやまない。

【付属資料 1】

学校評価の実施状況等に関するアンケート調査

回答数 52 校

I 平成 25 年度に実施した自己評価について

- 1 貴校において平成 25 年度に実施した自己評価は、どのような組織で取り組みましたか。（あてはまる項目に○を付してください。以下同様）
 - ア 常設または臨時設置の自己評価委員会（28 件）
 - イ ア以外の常設の学内委員会組織（2 件）
 - ウ 学内の担当部署で実施（19 件）
 - エ 法人本部で実施（1 件）
 - オ その他（教務部長責任者専任教員と事務職員で実施（2 件）
 - カ 平成 25 年度は実施しなかった（2 件）
- 2 実施方法・評価項目
 - ア 文部科学省のガイドラインに沿って実施した（36 件）
 - イ 従来の方で実施した（16 件）
- 3 実施にかかった期間（点検開始～自己評価報告書まとめまでの期間）
 - ア 1 ヶ月以内（6 件）
 - イ 2 ヶ月以内（17 件）
 - ウ 3 ヶ月以内（12 件）
 - エ 4 ヶ月以内（2 件）
 - オ 6 ヶ月以内（9 件）
 - カ 6 ヶ月を超える期間（5 件）
 - キ 報告書にまとめていない（1 件）
- 4 実施に携わった人員（委員会または担当者として従事した人員。資料提供などは除く。）

ア 1 人（1 件）	イ 2 人（6 件）
ウ 3 人（8 件）	エ 4 人（3 件）
オ 5 人（9 件）	カ 6 人（5 件）
キ 7 人（2 件）	ク 8 人（7 件）
ケ 9 人（3 件）	
コ 10 人（3 件）	
サ 11 人以上（11 人で実施（2 件）14 人（2 件）30 人（1 件）計 5 件）	

- 5 自己評価結果の公表形態（複数回答可）
- ア 学校のホームページに掲載（31 件）
 - イ 自己評価結果を報告する冊子を作成して関係者に配布（7 件）
 - ウ 学校の発行する情報誌に概要を掲載
 - エ 自己評価報告書を窓口で閲覧（13 件）
 - オ その他（具体的に_____）
 - カ 公表はしていない（6 件）

Ⅱ 学校関係者評価について

- 1 学校関係者評価の実施状況
- ア 平成25年度に実施した（30 件）
 - イ 平成25年度は実施しなかった（14 件）
 - ウ 平成26年度に実施を予定・検討している（8 件）
- 2 平成25年度に実施した学校にお尋ねします。次の質問項目にご記入ください。

(1) 実施時期：

- 平成25年4月から11月（1 件）
- 4月から12月（2 件）
- 4月から1月（1 件）
- 5月から7月（1 件）
- 8月から9月（2 件）
- 9月から11月（2 件）
- 9月から12月（2 件）
- 10月（3 件）
- 11月（4 件）
- 10月から11月（3 件）
- 11月から2月（1 件）
- 10月から3月（1 件）
- 11月から1月（2 件）
- 12月から1月（1 件）

(2) 委員会の開催回数（今年度中の予定を含む。）：

- 1 回（15 件） 2 回（13 件） 3 回（2 件）

Ⅲ 情報提供等ガイドラインへの対応について

1 貴校では文部科学省の情報提供等ガイドラインについてどのように対応しましたか。

- ア ガイドラインに沿って情報提供を実施した (27 件)
- イ ガイドラインに沿って情報提供するよう準備中である (22 件)
- ウ その他(具体的に_____)

2 ガイドラインに沿って情報提供を実施した学校について、その方法を伺います。(複数回答可)

- ア 学校のホームページに掲載 (27 件)
- イ 学校の発行する広報誌等に掲載
- ウ その他 準備している (1 件)

Ⅳ 学校評価研修について

1 学内で学校評価に関する研修をこれまで実施したことがありますか。

- ア 毎年度実施している (2 件)
- イ これまでに実施したことがある (14 件)
- ウ 実施したことはない (36 件)

2 前問アまたはイと回答した学校で、で学内研修を実施した時の講師は誰でしたか。

- ア 学内の教職員(事務局長・研修受講者・自己評価委員の教員・事務長・自己点検室・学内委員長・教務課職員・事務部長・学園本部長校長・教務部長・学園グループ総務など) (9 件)
- イ 法人の教職員(本部職員本部長副部長など) (3 件)
- ウ 外部ら招いた講師(日本能率協会 (1 件))
- エ その他(学園主催担当者を集めて実施 (1 件))

3 当機構で実施してほしい研修(複数回答可)

- ア 学校評価全般の理解を深めるための研修 (21 件)
- イ P D C A サイクルに基づく学校運営に関する研修 (15 件)
- ウ 自己評価・学校関係者評価に関する実務研修 (25 件)
- エ 第三者評価に関する研修 (8 件)
- オ その他(各学校の取組例 (2) 教員の要件留意すべき事項情報提供 (1) 職業実践専門課程書類作成 (1) 個別指導 (1 件))

【付属資料 2】

都道府県あてアンケート調査結果

回答数 39 団体

Q 1 文部科学省のガイドラインについて

Q 1 - 1 文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」に関し、貴所轄の専修学校からどのような問合せがあったか、あてはまるすべての項目を○で囲んでください。(複数回答) ※件数はおよその数字で結構です。

- 1 ガイドラインの規定解釈について問い合わせがあった。(17 件) 4 団体回答
 - 2 自己評価の実施方法に関する相談があった。(33 件) 10 団体回答
 - 3 学校関係者評価の実施方法に関する相談があった。(84 件) 14 団体
- ※2・3 について職業実践専門課程に関連して質問が多く寄せられた。(内 3 件)
- 4 その他の問合せについてご記入ください。(具体的に)

学校が設定する評価項目について (2 件)

区市に委任しているので把握していない。(1 件)

Q 1 - 2 文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定を契機として、学校評価促進のため貴庁が具体的に取組んだこと、又は取り組む予定について、あてはまる全ての項目を○で囲んでください。(複数回答)

※予定の場合は(予定)を○で囲んでください。

- 1 ガイドラインに関する説明会を開催した。(2 件)
※(内 1 件) 専修学校団体と共催
- 2 ガイドラインに基づく学校評価研修会を開催した。
- 3 ガイドラインに基づくマニュアルを作成し専修学校に配付した。(1 件)
- 4 自己評価結果・学校関係者評価の報告を求めることにした。(1 件)
- 5 学校評価の指導・助言体制を整備した。
- 6 その他の実施した取組、または、取組の予定がありましたら、ご記入ください。(具体的に) (15)

①ガイドラインの配布により周知

②職業実践専門課程の推薦に関する説明会の際にガイドラインの説明を行った

③ガイドラインを参考として適切に対応するよう学校依頼するとともに専修学校団体に対して会員を対象とした研修会等でガイドラインを活用するよう依頼した。

④「学校評価の実施について(専修学校版)」「学校評価」実施チェックシートを作成し、職業実践専門課程の説明会において、学校評価の基本的な考えについて説明した。

- ⑤区市を対象として毎年度実施している説明会において説明項目に挙げることを検討している。
- ⑥各種通知の周知、情報提供を行った。
- ⑦定期的に実施している学校の運営状況調査等で、学校評価の実施状況を確認し、実施していない学校には実施するよう指導している。
- ⑧学校訪問の際、学校評価を実施していない学校に対して、積極的に実施するよう指導
- ⑨専修学校の業界団体に、ガイドラインに基づくマニュアルの作成及び説明会の実施等を委託する予定
- ⑩文部科学省委託事業において専修学校団体と連携しマニュアルを策定する予定（H26.3 作成）
- ⑪専修学校各種学校協会主催の研修会（H2. 2. 18）において学事課職員が学校表についての講話を行った。
- ⑫現段階では、学校及び関係団体の学校評価に対する意識に差があることから、ガイドライン策定を学校評価施策の取組の契機として捉え、年度当初の学校管理運営に係る文書指導において、学校評価の実施の促進に努めるよう通知するとともに、学校運営状況調査（3年に1度実施）において、重点的に実施状況の確認及び未実施校に対する指導・助言を行っている。
- ⑬学校管理運営状況調査において、ガイドラインを参考に学校評価を実施するよう指導した。
- ⑭学校運営状況調査（実地調査）において個別に実施状況・評価内容を確認し、未実施の場合は速やかに実施するよう指導を行った。平成26年度は全校を対象に、実施状況を確認し必要に応じて指導を行うことも検討中である。
- ⑮自己評価の義務へ、学校関係者評価の努力義務へ、法改正されたことを契機として、県が実施する私立専修学校運営費補助金の配分において自己評価の未実施と関係者評価の実施を評価している。この他、全ての専修学校から学校評価の実施状況についての報告を受けている。

7 直ちにに取り組む予定はない。（20件）

Q 1－3 ガイドラインに示された今後の都道府県取組において、連携強化・支援に繋がる評価結果の活用方法として貴庁では、どのような方法が有効であるとお考えですか、あてはまる全ての項目を○で囲んでください。

(複数回答)

- 1 各学校の教育の特色、課題とその改善に向けた取組状況を積極的に把握する。
(24 件)
- 2 評価結果を専修学校教育の質向上を図るための支援策の検討の参考にする。
(11 件)
- 3 定期的に行っている学校の運営状況調査等の項目に学校評価の実施状況の項目を加える。(13 件) 検討中 (1 件)
- 4 学校関係者の研修会等で、学校運営改善のための指導等に活用する。(6 件)
- 5 産業振興部署と協力し、教育課程の編成や学校関係者評価への人材派遣など地元企業との産学連携の仕組みを構築する。(2 件)
- 6 その他に、現在検討している。また、既に実施している専修学校との連携強化、評価結果の活用方法がありましたら、ご記入ください。

(具体的に)

(記入なし)

Q 2 専修学校に対する研修の実施状況について

Q 2－4 専修学校に対する研修の実施状況についてあてはまる項目を○で囲んでください。

- 1 定期的に実施している。(4 件)
- 2 以前実施したことがある。(1 件)
- 3 専修学校団体に委託して(補助して)実施している。(4 件)
実施していた。(1 件) 18年から20年まで
- 4 実施したことがない。(28 件)
※実施はしていないが講師を依頼された場合に対応 (内 1 件)

Q2－1で1から3までを選択された都道府県の方は、これまで実施した研修について次の表にご記入願います。(過去3年間)

研修名	受講対象者	年間の 実施回数	各回平均 受講者数	実施 年度
教員及び準教員研修会	専修学校・各種学校の教員等	2回	80人	毎年度
新任教員研修	新任教員	1回	15人	毎年度
学校経営・管理研修会 (教職員研修会)	専修学校・各種学校の理事 長・設置者・校長	10回	178人	毎年度
人権教育研修	専修学校・各種学校の教員等	3回	195人	毎年度
全専各連中国地区協議会 総会ならびに研修会	専修学校・各種学校の理事 長・設置者・校長	1回	20人	毎年度
分野別研修事業		8回	75人	25 実績
学校法人研修	準学校法人	1回	4から5人	毎年度
補助金担当者会議	対象法人事務担当者	1回	46人	25 実績
学校評価・その他公表研修	希望者	5回	62人	22か ら24 年度
中央研修	希望者	1回	2人	24年 度

(研修数が多い場合は、別紙にご記入願います。)

Q2－5 学校評価に関する研修として、今後充実する必要があると考える事項についてあてはまる項目を全て○で囲んでください。(複数回答)

- 1 学校評価制度全般に関する解説・講義 (20件)
- 2 「専修学校における学校評価ガイドライン」の内容についての解説 (15件)
- 3 学内における自己評価の進め方と報告書の記載演習 (16件)
- 4 学校関係者評価委員会の運営に関する解説と模擬演習 (8件)
- 5 管理・監督者が学校評価を推進する役割と責任を理解するための講義 (15件)
- 6 学内及び地域で学校評価を推進する人材を養成するための研修 (7件)
- 7 学校関係者評価の評価委員を養成するための研修 (6件)

8 その他（次の枠内に具体的にご記入ください。）（4件）

- ①専修学校のガイドラインの策定により、評価項目・方法のばらつきが解消された。各学校には教育の質保証・向上のため、学校評価の実施はもとより生徒・保護者、関係業界等への学校情報の提供に積極的に取り組んでいただきたいと考えている。
- ②研修そのものについて実施予定なし
- ③実務面でのリーダー養成のための研修
- ④学校の規模の大小や学校評価に対する意識の差により、学校ごとで取り組みの差が激しい状況であるところから、学校評価に対する認識を養うための研修が必要であると感じる。

Q 3 専修学校の学校評価の実施に係る支援制度について

Q 3－6 学校評価の促進のため具体的な支援として貴庁で取り組んでいる事項、または、取組予定について、あてはまる項目を全て○で囲んでください。

（複数回答）※予定の場合は（予定）を○で囲んでください。

- 1 学校評価に必要な経費に対する補助を実施している。（2件）
- 2 補助制度の運用に際し、学校評価の実施の有無を算定項目としている。（5件）
- （予定・検討）（3件）
- 3 学校評価に関する研修会の開催経費を補助している。（2件）
- 4 学校評価に関する研修会受講経費を補助している。
- 5 具体的に指導・助言を行う評価アドバイザーを配置している。
- 6 その他（次の枠内に具体的にご記入ください。）（8件）

- ①専修学校団体が実施する研修会の開催経費に対して補助しており、研修会において学校評価の解説も行うよう依頼している。
- ②私立高等学校等特色教育推進費補助金（私立専修学校関連）の算定項目に「自己評価の実施・公表」を設定し要した経費の一部を補助している。
- ③専修学校における教育活動その他の学校運営の状況について第三者評価を行い、その結果公表に対して補助金を交付する。（教育改革推進特別事業のメニューの一つ）
- ④専修学校の運営費補助として学校における経常的にかかる経費に一部を補助している。
- ⑤取組む予定ない。
- ⑥実績・予定ともになし
- ⑦取組み予定なし
- ⑧専修学校の業界団体に、ガイドラインに基づくマニュアルの作成及び説明会の実施等を委託する予定（再掲）

Q3-6 で1から6までを選択された都道府県の方は、次の枠内に補助・支援内容について具体的にご記入ください。

- ①自己評価及び学校関係者評価の実施の有無を補助金算定に項目としている。
- ②学校評価の積極的な実施を誘導するため、自己評価の結果を積極的に公表した学校に補助金額を加算している。
- ③県事業の私立専修学校運営費補助金において、評価の実施状況を評価項目とし、学校関係者評価を実施している場合は加算、自己評価未実施の場合は、減算することにより、学校評価の実施を促している。

Q 4 その他

- Q 4-1 学校評価に関するご意見がありましたら、自由にお書きください。①専修学校については教育内容や学校の運営形態が多様であることから、学校評価モデルを一律に適用することは困難な状況にある。学校評価の取組を進めていたためには、各学校が自校の運営状況に応じて参考にできるよう、多様な学校評価モデルの提供が必要であると考えている。
- ②法令により自己評価の実施・公表が義務、学校関係者評価が努力義務であれことを周知して実施・公表率を高めていく必要があると考えている。そのため、各都道府県の状況や取組みについて情報共有していただきたい。本調査もフィードバックしていただきたいのでよろしくお願いいたします。
- ③学校評価については正しく理解していない学校が見受けられる。(特に学校関係者評価の運用方法) マニュアルの整備が必要である。
- ④専修学校全体の学校評価を推進するため、以下の方策が必要
- ・ガイドラインに基づく実践例の公表
 - ・外部アンケートの共同実施など専修学校間の連携による全体的な質向上の取組の推進
- ⑤研修実施について開催県にも参加状況等情報提供して欲しい。
- ・職業実践専門課程の認定制度の施行に伴い学校関係者評価を実施する学校が増えた。
 - ・学校が自主的に行うことが理想であるが、上記のように何かの手続きに結びつけることで更に推進できるのではないかと思う。
- ⑥学校規模が様々であり評価レベルまちまちである。学校が学校評価を活用することに効果を感じ、自発的に取組むことが重要である。

【付属資料3】

○ ハリウッドビューティ専門学校公表資料

ハリウッドビューティ専門学校
学校関係者評価報告書

平成25年12月

ハリウッドビューティ専門学校
学校関係者評価委員会

まえがき

専修学校においては、実践的な職業教育機関として、関係業界等からのニーズを踏まえた教育活動等の評価や情報公開が求められている。専修学校の学校評価については、平成19年に学校教育法および学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。さらに、平成25年3月には、専修学校の質保証・向上をめざして「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定された。

一方、専修学校の専門課程のうち、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術および技能について組織的な教育を行うものを、文部科学大臣が「職業実践専門課程」と認定するにあたっては、当該専修学校における学校関係者評価の実施が、認定要件の一つとなっている。

ハリウッドビューティ専門学校は、従来から自己点検・自己評価を積極的に実施し、教育等の質保証・向上に取り組んできた。平成22年度には、特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構が実施する私立専門学校等第三者評価を受審した。この第三者評価で指摘された事項あるいは自己点検・自己評価で認識された事項について改善した上で、今回、平成25年3月に自己評価を実施した。学校関係者評価は、この自己評価報告書を中心に、行われた。この報告書は、この学校関係者評価結果をまとめたものである。

ハリウッドビューティ専門学校の現況、目的および特徴

ハリウッドビューティ専門学校は、東京都港区六本木に位置し、大正14（1925）年に「ハリウッド美容学校」として開設し、学校法人メイ・ウシヤマ学園が設立した私立専門学校である。

美容専門課程に修業年限2年の美容専門科、トータルビューティ専門科および修業年限4年の高度専門科が設置され、ファッション専門課程に修業年限2年のファッション専門科が設置されている。平成24年5月1日現在、学生数 732名（外国人留学生数 124名を含む）、専任教員数 47名、兼任教員（非常勤教員を含む）29名である。

本専門学校の教育理念は、精神美・健康美・容姿美・服飾美・生活美・環境美の六要素すべて備えた「真のビューティフルライフ」の実現である。創立以来この「美の哲学」を追求し、常に先端的なビューティとファッションを中心に美の六要素を総合的に指導し「好きを天職にしよう」「一流の美の天使を目指そう」をテーマで教育活動を行ってきた。

「好きを天職にしよう」とは、好きなことでも、技術や知識を身につけることがなければ、職業人（プロフェッショナル）として活動することができない。本専門学校では、美容やファッションのプロフェッショナルをめざす者に、確実に知識と技術を身につけさせ、時代が求めるプロフェッショナルなビューティシャンの育成を目的としている。そして、厚生労働省指定の美容師養成施設として、業務独占資格である美容師資格を有する者の「社会的責任の自覚」を基本に据えた教育を一貫して行っている。

「一流の美の天使」とは、人の隠れた魅力を発見できる豊かな心と、人の魅力を引き出す優れた技術と感性をもち、人を美しく幸福に導く使命が実践できることである。本専門学校では、そのような真のビューティスペシャリストを育成することを目的としている。

グローバル化、高度情報化に支えられた今日の経済社会の発展に伴い、人々の生活は豊かなものになり、生活の中でも質の高いものが求められてきている。その中で美しさへの欲求もファッションや美容に関わる外面の美しさから、健康や精神の内面美も含めた総合美（トータルビューティ）へと広がってきている。本専門学校も消費者の美的欲求水準の高度化、多様化に伴い、美容技術の高度化と美容分野の多様化に対応した美容教育を行い、消費者ニーズに確実に応えられる美容師、エステティシャン、ビューティアドバイザーの養成をめざしている。

本専門学校の教育理念・目的は、国際的にも高く評価されており、世界的に権威のある美容家協会（Intercoiffure Mondial, ICD）より、2011年ベスト・ワールド・アカデミーを受賞している。また、外国人留学生も多く、修了生の多くが海外で活躍している。

評価 結果の総評

ハリウッドビューティ専門学校は、学校の目標・計画等に沿った取組の達成状況や、それらの取組が適切に行われたかどうか等について、従来から積極的に自己評価を実施し、その結果を学校の教育活動はじめ運営全般の改善等に活用してきた。平成22年度には、特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構が実施する私立専門学校等第三者評価を受審した。この第三者評価では、本専門学校は、学校の理念、教育内容、コンプライアンス等について高い評価を受けた。

この第三者評価で指摘された事項あるいは自己点検・自己評価で認識された事項について改善し、今回、平成25年3月に自己評価を行った上で学校関係者評価を実施した。平成24年度の自己評価は、表1に示した

評価基準（10基準）および点検中項目（47項目）について実施されており、学校の諸活動全般を俯瞰的に把握できるように設計され、的確かつ適正な自己評価であると判断できる。

各評価基準および点検中項目で示された方針や目標は妥当であり、課題は的確に把握されており、それぞれの改善取組も適切であると判断できる。

美容・化粧品業界は、日本が国際的な優位性をもっている数少ない業界の一つであり、今後世界へ、特にアジアへの進出が期待されている。このグローバル化による美容市場の拡大のためには、中核的なグローバル専門人材の育成が急務となっている。このような状況下で、ハリウッドビューティ専門学校は、この分野で指導的立場にあり、平成24年度文部科学省成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業「美容分野の専門人材の育成を支援する産学官連携コンソーシアムの組織」および「美容師のためのキャリア・フレームワークと教育プログラムの構築およびその海外への普及（職域プロジェクト）」の責任組織として成果をあげた。前者は、全国美容専門学校、美容業界団体等が連携して、アジア地域等における国際的な質保証を伴った教育フレームワーク構築や人材育成プロジェクト等を推進するものである。後者は、美容師のキャリア形成を支援するために、専門学校の学習成果の国際的な通用性を確保する教育フレームワークを構築し、美容教育の質の保証と向上を図ることを目的としたものである。このように、ハリウッドビューティ専門学校は、この分野の中核的存在であり、さらに国際的にも発展が期待される。

【優れた点】

○世界的に権威のある美容家協会（ICD）より、2011年ベスト・ワールド・アカデミーを受賞した。これは、ハリウッドビューティ専門学校の教育活動が国際的に高く評価されたものであり、アジアでは初の快挙であった。

○学習成果を示す一つの指標である各種コンクールでの在校生の活躍が注目される。毎年この分野の主要な三つの大会で、本専門学校の在校生が活躍している。平成24年度については、「GAMO WINDING CONTEST」の学生部門において、在校生がワインディング部門、カット部門で優秀な成績をおさめた。

「F5 GROUP SUPPORT PERM WINDING CONCOURS」において、ワインディングコンテストで在校生が1位、2位、5位になった。「全国学生技術コンテスト」において、全国専修学校各種学校総連合会会長賞および優秀賞、ワインディング1年生において文部科学大臣賞、ワインディング2年生は準優勝、アップスタイル部門では優秀賞を、それぞれ授与される優秀な成績を修めた（点検中項目4p2、p.15）

○資格試験合格率は非常に高いことが注目される。美容師国家資格の合格率は、春・秋合わせて過去3年間（平成22年度から平成24年度）95%以上で、全国平均（全国平均合格率約80%）を超える水準を維持している。この他、エステティック国際ライセンス シデスコアロマ合格率 100%（平成23年）、エステティック国際ライセンス インファ合格率 100%（平成23年）、日本ネイリスト協会3級 99.2%など、それぞれの試験において全国平均合格率を大きく上回る結果を残している（点検中項目420、p.15）。

○高い就職率も注目される。就職希望者のうち美容・ファッション関連業界への就職率は、過去5年間100%を維持している。

○将来構想に一环として、平成20年度に専門職大学院（ビューティビジネス研究科・修士課程）を設置し、専門学校から大学院への一貫した人材育成に取り組んでいる。

【改善が望まれる点】

○ハリウッドビューティ専門学校にとって、入学定員の充足が課題である。定員充足に向けて、学校説明会など多大な努力が行われているが、社会的な環境変化に備えて、学科・課程の統廃合を含めた抜本的な対策を検討することが必要であろう*。

【更なる向上が期待される点】

○現在、日本の高等教育の国際化・グローバル化が重要課題として議論されている。美容・化粧品分野は、わが国が国際的に高く評価されている分野の一つであり、その人材を育成しているハリウッドビューティ専門学校は、国際的にも注目されている。特に、アジア諸国から期待が寄せられている。たとえば、平成24年度の外国人留学生数は、124名（全学生数 732名の約17%）に達している。さらに、卒業生・修了生の多くが、母国で活躍している。これに対応するために、本専門学校の学校案内が、日本語のみならず、英語、中国語、韓国語でも発信されている。

このような状況を鑑みて、次回の自己評価では、「教育の国際化・グローバル化」を取り上げることが望ましい。教育の国際化・グローバル化について評価することによって改善点を認識し、さらに国際的に飛躍することを期待したい。

*ハリウッドビューティ専門学校では、すでに対策を検討していて、平成26年度学生募集要項では改善が図られている。これによると、最新のファッションと美容の一体化傾向に対して、ファッション専門課程を美容専門課程に統合し、時代に適合した魅力ある美容専門課程にして入学者の増加を図っている。

基準ごとの評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

本専門学校では、教育理念・目的・育成人材像は、いずれも明確に定められており、明文化し教職員、学生等に周知されている。

創立以来、「真のビューティフルライフ」は、美の六要素（精神美・健康美・容姿美・服飾美・生活美・環境美）が、すべて揃ってこそ実現するという「美の哲学」を教育理念とし、これら美の六要素を総合的に教育することを目的としている。そして、厚生労働省指定の美容師養成施設として、業務独占資格である美容師資格を有する者の「社会的責任の自覚」を基本に据えた教育を一貫して行っている。

具体的な育成人材像を「人の魅力を引き出す優れた技術と感性を持ち、人を美しく幸福に導くことを使命として、その使命を職業として実践できるプロフェッショナルな人材」と明確に示している。目標とする育成人材像を実現するため、学生の企業・店舗等の実地研修結果の定期的な検証や美容・ファッションの関連業界の研修会に教員が積極的に参加するなど、常に関連業界が求める人材ニーズの把握に努めている。

特に、美容師資格の取得および就職支援に優れた成果が認められ、美容師国家試験の合格率は、過去3年間（平成22年度から24年度）の春・秋合わせて95%以上で、全国平均を超える高水準を維持し、美容・ファッション等の専門分野への就職率も過去5年間（平成19年度から24年度）継続して100%を維持している（基準4参照 p. 14）。

さらに、平成20年には専門職大学院（ビューティビジネス研究科・修士課程）を設置し、専門学校から大学院への一貫した人材育成に取り組んでいる。

基準2 学校運営

運営方針は、教育理念を基に、理事会・評議員会において決定された5年間および1年間の事業計画として示されている。運営方針は、毎年度4月の定期教職員研修会において、周知徹底されている。

単年度の事業計画は、前年度の教育実績、経営実績等を検討し策定している。事業計画に基づき、年間の授業計画、行事計画等を策定し、運用されている。

運営組織は、組織図により権限と役割分担が示されている。各部署の権限および職務分掌を明確にするために、「職務分掌規程」が整備されている。

教職員の採用については、関連する法令等に基づいた専門性や経歴を基準に採用され、人間性や指導力にも配慮した人材が確保されている。学校運営に必要な人事管理や経理等は、規則、規程が整備され、運用されている。

学生に関する情報は、一元化されており、入学から卒業までの教育指導や卒業後の就職相談等に活用されている。情報システムのセキュリティについては、専任職員を配置するなど管理体制が明確になっている。

基準3 教育活動

本専門学校は、美容・ファッションに関連する業界が必要としている育成人材像に的確に対応した教育活動をめざしている。

世界的に権威のある美容家協会（ICD）より、2011年ベスト・ワールド・アカデミーを受賞した。これは、ハリウッドビューティ専門学校の教育活動が国際的に高く評価されたものであり、注目に値する。

カリキュラムについては、専修学校設置基準および指定養成施設に関連する法令の要件を基本として、関連業界の動向、教職員からの提案、美容・ファッションに関連する業界の関係者等から聴取した卒業生の状況、年度の間および年度末に実施する学生評価アンケート結果等を検討し、それらの結果をもとに内容が決定されている。

授業計画については、シラバスに到達目標が示されており、全員が到達することをめざした指導体制が組まれている。キャリア教育の視点で、全学科において、美容・ファッションに関連する業界の仕事現場に必要な能力開発のための教育が行われている。

授業評価については、学生評価アンケートを実施している。アンケートの集計結果は、個々の教員の授業改善ばかりでなく、教務会議で議題として取上げ、全体の授業改善につながっている。

成績評価、単位認定の基準は、学則に規定されており、授業概要を通して、学生に周知徹底されている。

国家資格である美容師試験をめざす学科では、目標を明確にし、補習等を組み、個々の学生に応じたきめ細かな指導体制が構築されている。

基準4 教育成果

就職率・資格取得率で高い水準を維持していることが、教育成果としてあげられる。

キャリア相談室を中心に、学生と企業・店舗のマッチングが十分行われており、就職希望者のうち美容・ファッションの関連業界への就職率は、過去5年間（平成19年度から24年度）継続して100%を維持している。

資格取得では、目標資格である美容師国家資格の合格率が、春・秋合わせて過去3年間（平成22年度から24年度）継続して95%以上で、全国平均（合格率 約80%）を超える高水準を維持している。

美容やファッション業界で求められる技術や感性を磨く意欲を向上させるため、学校教育に支障がない範囲で、学生に対し各種コンテストへの参加を奨励しており、特に、基礎・基本技術を競い合う、全国理容美容学校連盟が主催する「全国学生技術コンテスト（平成24年度実施）」では文部科学大臣賞の受賞など優秀な成績をあげ、高い評価を受けている。

基準5 学生支援

学生相談は、「キャリア相談室」、「学生相談室」、「国際交流室」を設置し、それぞれ複数の担当職員を配置し、相談内容に応じた組織体制が整備されている。特に、留学生相談においては、国際交流室の専任担当職員が相談に応じ、問題の解決にあたっている。

就職指導は、キャリア相談室を設置して専任職員を配置するとともに、毎年度、企業等の参加による説明会を実施している。当該説明会は全学生を対象に5日間程度開催され、企業・店舗別に詳細な説明を聞くことができる機会となっている。

学生の経済的な支援にあたっては、奨学金制度について、全学生へ周知し、必要に応じて担当職員が個別相談で助言等を行っている。また、設置法人が運営する奨学金制度も整備されている。この結果、7割を超える学生が奨学金を受けている。

学校保健安全法に基づく定期の健康診断は、4月に実施されている。その他、日常生活における健康についての啓発として各種セミナーを開催している。

遠方から入学する学生のために、学生マンションを運営する会社等と契約し、寮および学生マンションを確保している。

毎年度、定期的に保護者会を開催し、学習状況や進路などそれぞれの学年に応じた議題について意見交換を行うなど保護者との連携体制が整備されている。

同窓会組織は、各種の情報発信を行うとともに定期的に同窓会を開催し、教職員、卒業生相互の情報交換を行うとともに、同窓会員を対象にキャリアアップのための美容技術講習会を開催するなど再就職や転職への支援も行っている。

基準6 教育環境

施設・設備は、専修学校設置基準および美容師指定養成施設としての要件を満たしている。さらに、プロフェッショナルとしての高度な技術を磨くため、最新の設備・機器を備えた実習環境が整っている。

また、各種コンテストやショーが開催できる大規模なホールや写真撮影のためのスタジオなど、業界関係者等に教育成果を発信する際に活用する施設も整備されている。

学外実習は、学習内容が現場でどのように生かされるかを実体験することができる重要な機会として位置づけられており、2年生は指定する企業・店舗において5日間程度実習を行っている。高度専門科の3・4年生は、指定の企業・店舗において2週間程度実習を行っている。

防災対策は、管轄する消防署の指導によりマニュアルを整備し、教職員の役割分担、学生への情報提供等の体制は明確になっている。

基準7 学生の募集と受け入れ

本専門学校の学生募集活動は、「東京都専修学校各種学校協会」が定めたルールに基づき、募集活動を行っている。

学生募集に際しての広報活動にあたって、学校の施設・設備・教育（授業）内容・教育構成・就職・資格取得などの教育成果等を示す内容が、過大な内容にならないよう、正確かつ事実に基づいて記載されている。

募集活動は、体験入学、入学説明会を開催して案内するほか、ホームページの内容を充実させて学校の内容が理解しやすいように工夫されている。また、ホームページ上にトピックニュースを掲載し、直近の学校の情報を発信している。

志願者（受験生）からの問合せには、メールや専用のフリーダイヤルを利用して、不明な点についてきめ細かく対応できるようになっている。また、募集活動を通して、収集した個人情報、流失や目的外に使用しないよう適切に管理されている。入学選考の可否は明確な基準を定め、選考が行われている。可否の基準は募集要項に記載されている。入学試験結果の判定は、学内に「選考会議」を設け選考基準を公正に適用し、可否の決定を行っている。特に、職業教育にとって、適性判断が重要であるとの考えから、入学試験に「適性検査」を導入している。

本専門学校の学納金は、教材、人件費などの教育コストを算出して決定している。コストの見直しは毎年度行い、学内の幹部会議で確認し、最終的には理事会・評議員会で承認を得て決定している。

学納金の水準は、同種の他校とのバランスを取り、適正な水準であるように配慮している。入学辞退者への納付金の還付は、学則（第29条）の定めにより還付している。

基準 8 財務

設置法人の貸借対照表の諸比率の数値は、全国平均値に比し良好な数値であり、財務体質が健全であると判断できる。

入学定員の充足が課題であり、現在、学生生徒等納付金にほとんど影響は出ていないものの、今後、財務基盤に影響を及ぼす可能性が危惧される。教育研究経費の増加傾向に適切に対応するなど、単年度収支の改善に向けた今後の一層の取組の強化が望まれる。定員充足率の減少傾向に的確に対応するためにも、長期的な入学者数の予測や事業計画との整合性の十分にとれた実効性のある中・長期計画策定が望まれる。

予算の編成および執行に関する規定は、寄附行為、経理規程に定められている。予算の編成は適切な手続きを経た上で確定し、予算執行は、一定の金額以上の支出については、稟議書による承認の上行われている。

財務内容の監査については、法人寄附行為に基づく監事による監査に加えて、監査法人による監査も実施され、その結果を監査報告書に記載し、理事会および評議員会へ報告されている。

財務情報公開にあたって、法人総務部を事務所管とし、必要な事項を定めた「財務情報公開規程」を整備し、財務諸表、事業報告、監査報告を設置法人本部が公開している。

基準 9 法令等の遵守

専修学校設置基準等の関連法令に基づき、学校運営、教育活動等が適正に行われている。「個人情報保護方針」を制定して日常の学校運営で遵守している。データ化され蓄積された個人情報は、全体を統括する職員を配置するとともに各部門にも担当者を置き、アクセスも制限するなどのセキュリティ対策が執られている。

教職員・学生に対して法令遵守を徹底させるため、それぞれ、定期研修会や関連する教科目の中で意識啓発を行っている。

自己点検・自己評価については、平成19年度から学内に自己評価委員会を組織して、定期的に実施し、結果を公表する体制が整備されている。

基準10 社会貢献

地域・関連企業・諸団体との連携を図り、長年にわたり教育資源や施設を活用した社会貢献に優れた取組を行っている。特に、地域との連携を重視し、近隣の官公署、地元自治体である港区が行う事業に協力・連携するとともに、全国の小中高等学校の総合学習や職業体験の場として施設・設備を提供している。

また、中国や韓国の学校等との提携や交流、社会問題に対する理解や意識を高めるための講演会の実施などに積極的に取組んでおり、学生のボランティア活動も奨励し、活動を継続的に支援している。

ハリウッドビューティ専門学校

関係者評価機構 評価委員名簿

氏 名	選任区分	現職・役職	任期
川口 昭彦 (委員長)	学識経験者	独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 一般社団法人ビューティビジネス評価機構 代表理事	二年
酒井 正子	地域支援者	港区立筈小学校同窓会副会長	二年
富田 正次	高等学校 関係者	都留文科大学講師 前都立六本木高等学校校長	二年
長尾 哲治	化粧品企業 関係者	(有)化粧品の店長尾 常務取締役 (株)エヌシーケイ代表取締役社長	二年
福島 吉功	美容業界団体 関係者	東京都美容家集団 会長	二年

○ 早稲田速記医療福祉専門学校公表資料

平成 25 年 11 月 25 日
早稲田速記医療福祉専門学校
校 長 藤 野 裕

平成 25 年度学校関係者評価報告書の公表について

学校関係者評価委員会による本校の「平成 25 年度学校関係者評価報告書」を公表します。

1. 学校評価における本校の取組

本校は、平成 16 年度に独自の基準による自己点検・自己評価活動をスタートしています。また、平成 17 年度からは私立専門学校等評価研究機構による専門学校等評価基準書に基づいた点検・評価を行い、その結果を公表すると共に、毎回の結果を踏まえて教育活動や学校運営の改善を進めています。

更に、平成 21 年度には同機構による第三者評価を修了し、本校の点検・評価活動が適切かつ適正で、全ての基準を満足していることも確認、証明されており、平成 26 年度には更新に向けた再評価も予定しています。

2. 文部科学省ガイドラインによる学校関係者評価への取組

一方、文部科学省においては、平成 19 年に学校教育法及び同施行規則を改正し、初等・中等教育と専修学校に対して、自己評価の実施と結果の公表義務と学校関係者評価の実施と結果公表の努力義務を求めました。そして、平成 25 年 3 月には「専修学校における学校評価ガイドライン」を提示して、専門学校における自己評価、学校関係者評価とその公表についての具体的な考え方と進め方を示しました。

これを受け、本校においても学校教育法上の努力義務である学校関係者評価を新たに実施して、自己点検・自己評価活動と教育活動、学校運営の質の向上と更なる改善を目指すこととしました。

そのため、高等学校、関連業界・企業関係者、卒業生、保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置して、サポーターとしての視点から、本校が実施した自己点検・自己評価の結果や課題の改善方法等についての評価や助言をいただき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善に役立てることにしました。

また、結果を公表・説明して説明責任を果たし、学校関係者との連携、協力による特色ある学校づくりを目指します。

なお、今回は私立専門学校等評価研究機構による文部科学省委託の「専修学校の質保証・向上に関するガイドラインに基づく調査研究事業」として実施し、学校関係者評価のモデル作成にも協力しました。

学校関係者評価委員会による、本校の平成 24 年度自己点検・自己評価活動に対する「学校関係者評価報告書」を公表します。

以上

平成 25 年 11 月 25 日

早稲田速記医療福祉専門学校

校 長 藤 野 裕 様

学校関係者評価委員会

委員長 保 坂 正 春

学校関係者評価委員会報告

平成 25 年度学校関係者評価について、下記のとおり評価結果を報告します。

記

1 学校関係者評価委員

- ①佐藤文雄（高等学校関係者委員・元東京都立東村山西高等学校校長）
- ②島本厚子（保護者委員）
- ③野間 弘（卒業生委員・本校編集広報科卒業生）
- ④藤井昌弘（業界関係者委員・株式会社 FMCA 代表取締役）
- ⑤保坂正春（業界関係者委員・早稲田速記株式会社専務取締役）

2 学校関係者評価委員会の開催状況

第 1 回委員会 平成 25 年 11 月 3 日（会場：早稲田速記医療福祉専門学校会議室）

第 2 回委員会 平成 25 年 11 月 17 日（会場：早稲田速記医療福祉専門学校会議室）

3 学校関係者委員会報告

別紙のとおり

以上

別紙

I 重点目標について

学校運営方針の基本には社会人化教育が大きな柱として立てられているが、具体的な目標が年度の重点目標に掲げられていない。T P C (考える:Think、積極性:Positive、対話力:Communication)の推進を始めとして各学科において実質的な活動が展開されはいるものの、社会人化教育を推進する具体的な年度の達成目標についても重点項目として記載、明記することを検討して欲しい。

1 重点目標 (1) 退学防止について

本校では、退学防止に向けた年間の退学率4%以下を数値目標として掲げている。これは本校の21～22年度の退学率が7%台となったことを問題点と受け止め、23年度から学科長会議を中心に面談を軸とした組織的な取り組みが功を奏して、23年度は5%台、24年度は4.4%となったことを踏まえた目標値であるが、10月時点の退学率が2.2%であることから今年度の目標達成は可能であると見込まれる。

更なる改善に向けて、既に実施している全校的なデータ分析に合わせて、学科別の退学者の特徴、傾向なども分析することで、多方面からの予防策について検討を進めて欲しい。

2 重点目標 (2) 教員研修について

本校では、東京都専門学校各種学校協会による教員研修へ定期的に教員を派遣している他、教員が参加しやすい授業公開にも工夫して取り組んでおり、今年度は学科内の相互参観の形をとることで教員個々人のインストラクションスキル向上に努めている。また、専任カウンセラーを講師にした学生のメンタルヘルス研修にも特に力を入れており、学内外における教員研修に積極的に取り組んでいる。

今後は職業実践専門課程の関連からも企業等と連携した専攻分野における実務研修や授業・学生指導等に関する研修も必要となることから、今以上の積極的な取り組みが課題だが、一方に常勤教員の業務多忙という現状があり、学生の休暇期間等を有効かつ積極的に利用した研修計画の立案と柔軟な実施を期待している。

3 重点目標 (3) 検定指導について

本校では、各学科の「学科運営計画」に前年実績を下限とする目標を定めて、検定指導にそれぞれ取り組んでいるが、最多の学生数を有する医療事務分野の学科が共通で取り組んでいる医療秘書検定を最重要に位置づけ、1年生3級合格90%以上、2年生2級合格70%以上を数値目標として設定して、学校全体を牽引する役割を持たせている。

昨年11月検定2級の1年生の合格率は79.5%、今年6月検定3級の1年生の合格率は74.7%であり、いずれも全国平均を上回っている。今年の11月検定が鍵を握るが、全体の底上げと1年生のモチベーション向上の意味からも受験準備と対策をしっかりと行って目標を達成して欲しい。

なお、医療事務分野以外の学科についても全校的な目標値の可能性について検討をお願いしたい。

II 各評価項目について

1 教育理念・目的・育成人材像

(1) 理念・目的・育成人材像

本校を設置する「川口学園の専門学校教育に関する基本文書」に、本校の建学の精神「不偏不羈（かたよらず、とらわれず）」、をもとに教育理念、教育目的、教育目標を明示している。建学の精神、教育理念に基づく人づくりを目指すため、本校の教育目標を次のように定め、各職業分野において求められる専門性を身に付けることは勿論のこと、コミュニケーション能力や社会人としての基礎的能力をもあわせて養成する実践的な教育を行うことで社会の要請に応えている。

「本校は、よき社会人として自己の確立と実現がはかれるよう、その基盤となる能力を養い、よき職業人を養成する。本校は、次の4つの能力が職業人としての基本であると考え、それを教育目標として、これらの能力を高めるために実践的な教育を行う。」

- ①専門実務能力：業務を遂行する上で必要な専門知識・技術・技能
- ②問題解決能力：常に問題意識を持ち、積極的に解決していく能力
- ③情報管理能力：情報を収集し、それを整理・分析・加工して表現伝達できる能力
- ④対人関係能力：自分の役割を理解し、周囲とよい人間関係を確立できる能力

(2) 周知

また、これらについては、学校案内、学生生活ガイドを始めとした配付物やホームページに掲載し、学生、保護者を始めとして、高校や関係業界等にも周知している。

2 学校運営

(1) 運営方針

本校は、教育目標に基づき年度毎に「事業計画」と「学校運営方針」を策定している。「学校運営方針」には平成22年度にスタートした2-40プロジェクトの名の下に本校における2～3年間の学びを通して、卒業後の40年間でしっかりと働ける人材の育成を目標に、平成24年度からは社会人基礎力を実現する3要素としてTPCを掲げている。これについては年度初めの学科長会議、担任会、全教師会において校長が説明し、本校の教育と学校運営に携わる全ての教職員に周知している。

(2) 運営組織や意志決定機能

各学科においては「学校運営方針」に基づき「学科運営計画」を作成して年間の教育活動と学生指導を行っている他、全校的には校務運営会議による意思決定のもとに、校務分掌を定めて役割分担し、全ての教職員が一致協力して学校運営に当たっている。

(3) 人事に関する制度他

また、教職員の人事、給与に関する制度も整備され、安定した体制のもとで教育活動と学校運営を行っており、平成25年度からは情報公開も積極的に進めている。

3 教育活動

(1) 教育理念等に沿った教育課程の体系的な編成、見直し

本校では、各学科の「学科運営計画」において教育目標を学科に対応する業界のニーズに反映させた育成人材像とそれぞれの修業年限に対応した到達目標を定め、実践的な教育を行っている。

カリキュラムは、「学則」に基づき、校長の指示のもとに学科長が校内規定であるガイドラインに従って、関連先の情報も踏まえながら体系的に編成、見直しを行っている。また、本校では、全ての授業の年間の授業計画を明記した「講義要項」を学生に配付している。作成に際しては、教員と学生の双方により分かりやすい記載を目指した様式改訂と記載手順の明確化を図っている。

(2) キャリア教育の視点

職業人としての基本的な就業能力の育成のために、ワセダキャリアサポートプログラム（WCS P）を開発し、各学科共通で実施している。

(3) 授業評価

学生による授業評価は、平成 16 年度より、授業期毎に全ての授業科目に対して学生の授業アンケートを実施している。個別の集計結果は担当教員だけでなく学科長にもフィードバックし、現状の把握と必要な改善の検討資料とできるようにしている。

(4) 成績評価・単位認定

成績評価及び単位認定は、「学則」及び「履修に関する細則」に従い厳正に行うことは勿論のこと、成績評価と単位認定の基準は「学生生活ガイド」、各授業科目の評価方法は「講義要項」に明記して学生に周知している。

(5) 資格試験

本校では、法令等の指定を受けた学科にあつては、資格取得または受験資格の取得が学科の設置目的及び教育目標であり、カリキュラムに従って学習を進め、卒業することでそれらを取得できるようにしている。それ以外の学科にあつても、就職等において必要とされる資格・検定等を目標に定め、それを各学科のカリキュラム上に明確にして、体系的に位置づけている。指定科目は勿論のこと、授業科目の教育内容に目標とする資格・検定試験等がある場合は、教育内容はその試験領域と整合がとれたものとしている。受験対応に関しては、各学科の「学科運営計画」に明確にして、計画的に行っている。

なお、今後は、指導をより効果的に進めるためにも資格・検定試験等に対する認識や知識のギャップの有無などについて、学生にアンケートなどで確かめてみることも検討課題である。

(6) 教職員

教員は、学科の教育目標と育成する人材目標に向け、専修学校設置基準及び法令等の指定基準に規定された条件を満足する教員を採用、確保している。採用の際に、専門性、人間性、教授力、必要資格等の要件を確認し、各学科の教育目標の実現に向けて授業を行うことができる、各学科の専門レベルを満足する、業界レベルに十分対応している教員を採用している。

(7) 研修

教員の教授力は、学生による授業アンケートを各自の教授力把握に役立てている他、個々の授業内容の設計や教授法の改善に向け、常勤教員には授業公開を行うなどの取り組みを行っている。更に関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修も計画している。

(8) 連携

本校では、校務分掌により常勤の教職員に複数の担務が割り振られ、それぞれが協力して活動を行っているが、学生の教育、指導に関しても、学科を超えて教員を割振り、協力して指導に当たっている。今後は、その効果を高めるためにも、話し合いの機会を今以上に増やすなどして、常勤だけでなく、兼任講師との協力を進めることを課題としている。

4 学修支援

(1) 就職状況

本校では、就職率は教育の成果を示す重要な指標の一つと理解しており、各学科の「学科運営計画」において下位目標を前年度実績以上としてその向上を図り、毎年、正社員としての就職目標を達成している。また本校では、就職は活動を踏まえた本人の満足度を第一として学生の就職活動を

支援しているが、就職指導には適性の判断も含まれることから、段階を経た上で、納得した活動ができるよう指導することもポイントではある。

また、例えば医療事務の分野では、本校卒業生の評価は相変わらず高い。新たに法整備される予定のガン登録に対応できる人材など、現場の仕事内容の変化に応じた人材要望の把握や新しい仕事への対応を積極的に進めて欲しい。

今後は就職後の卒業生の勤務動向、就業動向についての情報の把握を課題としている。

(2) 資格取得状況

資格取得についても、各学科の「学科運営計画」に前年実績を下限とする数値目標を定め、目標達成に取り組んでいる。資格取得者数とその推移に関する情報は、毎回記録して明確に把握し、結果を分析し、対策を検討して次回指導に活かすことを続けている。仮に結果が全国平均を下回る場合は、学科、教科系において原因を分析し、資格の特性に合わせた根本的な対策に取り組んでいる。卒業することにより資格を取得できる学科については、授業に出席して単位を取得すること、退学者を出さないことを目標としている。

なお、今年度は医療事務分野の学科が共通で取り組んでいる医療秘書検定の合格率を重点目標として掲げて指導を行っており、学校全体を牽引する役割を持たせている。

5 学生支援

(1) 就職支援

本校では、就職活動支援の専門部署として、キャリアサポートセンター（CSC）を設置し、ワセダキャリアサポートプログラム（WCSP）により、本人にクラス担任－学科長－CSCが3人4脚で連携し、一体となった組織的な体制で、計画的に学生の就職活動を支援している。また、求人・就職先の訪問、確保は勿論のこと、新規求人の開拓を計画的に行っている。学生の活動状況に応じて担任及びCSC担当者が履歴書、エントリーシートの添削指導、模擬面接指導他を行うと共に、連携した個別相談を随時行っている。また、必要に応じて、学生の状況を保護者へ連絡し、家庭と協力した支援を行って効果を上げている。

(2) 退学の予防

本校では、クラス担任と学科長による相談、援助及び保護者への連絡、また、授業科目担当教員やクラスメイトによる働きかけ、更には学生相談コーナーと保健室との連携などを通して、退学の予防を図っている。クラス担任は、計画的な個人面談を軸に授業の出欠席、遅刻と学校生活等の確認も随時行って、出席状況の思わしくない学生の状況を把握し、退学の兆候やサインを見逃さないようにして、関係者と協力、連携して退学の予防を図っている。

なお、今年度は重点目標として年間の退学率4%以下を数値目標として掲げ、入学時オリエンテーションの充実やクラス担任が前期中に全員の面談を行うなど退学防止活動を積極的に推進している。

(3) 学生相談

学生の相談・援助の仕組みも同様で、入学時、進級時のオリエンテーションとクラス担任による個別面談をスタートとして、計画的に実施している他、学生の様子を見ながら学科長も含めて日常的に随時相談に応じる体制をとっている。また、月2回、有資格者の専任カウンセラー（臨床心理士・精神保健福祉士）による学生相談コーナーを開設して、メンタル面での不安を抱える学生の相談・援助に対応している。更に必要により保健室とも連携して3者で対応する相談体制を整えてい

る。カウンセラーは学生だけでなく教員からの相談も受け付けており別の効果を上げている。

(4) 経済面での支援

本校は、入学者に対しては、各種の特待生、奨学金制度等により入学時に入学金、授業料等の減免処置を講じて経済的な支援を行っている。在学生に対しては、公的な奨学金及び本校独自の奨学金の利用案内、また分納・延納制度を通して支援を行い、柔軟に対応している。在学生の約 20% が学生支援機構の奨学金を受給していることもあって本校独自の奨学金の利用者は減少している。平成 25 年度入学生より、優秀な在校生に対する進級時の奨学金を創設した。

(5) 健康管理

本校では、学生の健康管理は学校保健安全法に基づく健康診断を全学生に実施している他、鍼灸医療科の学生には B 型肝炎抗体検査及びワクチンの接種、介護福祉科の学生については実習前の腸内細菌検査を実施している。また、保健室を設置し、看護師を配置して病気、ケガの対応のほか、保健相談も受けて学生の健康管理を行う他、近隣の高田馬場病院と学校医契約をして、救急対応や保健指導を受けられるようにしている。

(6) 課外活動支援

本校では、学生の課外活動に対しては、業務担当や学生委員会を中心に常勤教職員が助言、指導を行っている。学生が自主的な活動を行えるよう、活動予算の配分や施設・設備の開放等、ガイドラインに基づいて積極的な支援に取り組んでいる。ボランティア活動は、基準を満たした場合は単位認定ができるように学則細則に規定している。また、平成 24 年度後期から、ボランティア登録と活動を奨励、サポートする体制がスタートしている。

(7) 保護者との連携

本校では、必要に応じてクラス担任、学科長が保護者に連絡し、家庭と連携、協力して学生に対応している。出席状況の思わしくない学生や連続して欠席している学生、また成績の思わしくない学生の状況伝達と家庭での実情把握等のために、クラス担任、学科長が保護者に連絡し、家庭と連携、協力して学生に対応することで退学の予防や学習の促進を図っている。なお、鍼灸医療科では国家試験への対応から、必要な時期に保護者会、三者面談を開催しているが、様々な難しさもあることから他学科では行っていない。家庭環境が複雑な学生も増えており、保護者の理解、協力を得づらい環境もあって、より慎重な関わりが求められている。

(8) 卒業生支援

本校では、「校友会」を組織して卒業生の支援活動を行っている。2 年に 1 回の校友会報発行による情報伝達の他、卒業生の親族等が本校に入学する場合には学費の減免も行っている。また各学科の同窓会開催を支援しており、24 年度は介護福祉科とくすり・調剤事務科の同窓会に補助を行っている。CSC では卒業生の支援体制を整え、相談に訪れた卒業生の就(転)職支援を実施している。2-40 プロジェクトとの関連では、医療事務系学科の卒業生を対象とした「卒業生支援講座」も実施している。ネットを利用した各種の手続きや情報提供を検討課題としている。

(9) 社会人、その他

本校では、社会人経験者に限らず、入学前の履修に関する取扱いを学則等に定め、適切に対応している。社会人学生に対し特別な履修制度の導入、対応、配慮はしていないが、個別相談等においては社会人学生等であることを配慮している。社会人経験者や社会人学生等への対応は、今後の課題である。

(10) 卒後の再教育プログラム

関連分野における業界との連携による卒後の再教育プログラム等はない。

6 教育環境

(1) 施設・設備

本校では、施設・設備は、効果的に教育目的を達成できるように、より良い環境の中で教育と学習を行えるように、考え方を事業計画に明確にして、また、学生へのアンケート結果なども参考に、安全、快適な教育環境を提供できるように計画的に整備している。教育用機器については、補助金の利用を図りながら計画的に導入、改善している。図書室の図書は、毎年度各学科に調査を行い、専門分野に応じて必要なものを補助金も最大限利用して購入、配架している。

(2) 学外実習、インターンシップ

本校では、学外実習は各学科のカリキュラムに位置づけ「学科運営計画」に基本方針と年間計画を記載し、法令等の基準により指定されているものを始め、学科の教育目標達成と人材育成のために必要なものを実施している。実習先は、指定の要件を満たし、学科の教育目標を達成するために、学習の場として相応しい所に、学生の希望、通勤等を考慮した上で依頼しているが、学生の地域性、希望、選択の多様化、また要件の緩和もあり、多種多様な実習先の新規開拓を課題としている。また、医療事務系学科では、実習事前・事後指導を含むプログラムの見直しを課題としている。

インターンシップは、卒業年次の後期に「履修に関する細則」及び「継続的な修業体験に関する細則」に従って承認し、実施している。法令指定科目を持つ介護福祉科、鍼灸医療科以外の学科の在籍学生にこの制度を適用しており、卒業年次後期の授業開始日から後期末試験前日までの間に「インターンシップ専攻」を選択することを願った場合に承認し、インターンシップ先からの「就業体験状況報告書」の提出をもって修了としている。

(3) 防災体制

本校では、東日本大震災の体験を踏まえ、「緊急時の対応マニュアル」を全面改訂し、大規模災害や火災に対する防災組織及び震災時や夜間の対応、また非常用食料・備品等の見直しを行っている。川口学園の「消防計画」等に基づいて体制を構築し、備蓄品の補充、訓練の定期的な実施等、基本的な整備を行っている。また、防火管理者、施設管理責任者等の予防担当者を適切に配置している。消防設備点検により指摘のあった箇所は速やかに改善を行っている。

(4) 教育活動中の安全対策

授業中、実習中、学校行事中、課外活動中等の事故（感染症を含む）については、入学時と進級時のオリエンテーション、キャリアデザイン、実習指導等の時間を利用して安全対策を周知している。特に実習中の事故等に関しては、事例を踏まえた安全情報を実習の事前指導の中で伝達して周知すると共に発生した場合の対応手順を定め、対処している。台風などによる交通機関の遅延、不通などが予測される場合には、早めに休講や授業切り上げなどの措置をとり、学生の安全に対処している。

感染症に関しては、学校保健安全法に基づき対応しているが、学内感染の予防の観点から、インフルエンザ等の予防接種などは、提携先の病院など協力して積極的に行ってはどうかという意見も寄せられている。

7 学生の募集と受入れ

(1) 高校等への情報提供

本校は、「就職に強いワセダ」をキーワードとし、その定着を第一としたPR活動を行っており、高校等には主に代理店の主催による高校ガイダンスに参加して高校に出向き、教育活動と就職実績とその支援体制を中心に情報提供を行っている。

(2) 学生募集活動

学生募集は、東京都専門学校各種学校協会のルールに基づき、志願者の立場に立った適切、適正な情報の提供を行っている。入学案内書、各種リーフレット、ホームページ等においては、「学則」や各学科の「学科運営計画」を始め、就職実績、資格・検定試験結果等に基づき、事実を適切に分かりやすく正確に記載している。出願受付期間も東京都の指導に従った適正なものである。

年間を通してオープンキャンパス・体験入学を開催して、入学相談室と各学科が協力・連携して募集活動を行っている。志願者や保護者からの問い合わせ・相談には、入学相談室のスタッフと学科の教員が役割分担して対応している。

本校は来年に創立 80 周年を迎えることもあり、高校の教員や保護者世代には、伝統と実績のある学校として認知されているが、そのことを積極的に高校生世代へ伝え、今以上に知名度を上げる努力も求められている。

(3) 入学選考

本校の入学選考は、「学則」及び「入学資格及び入学手続等に関する細則」に基づき、適切かつ適正に実施している。入学者の選考にあたっては、「入学試験実施要領」に従って審査、運営しており、適正かつ公平、公正に実施、管理している。

(4) 学納金

学納金は、原価をもとに算定し、他校の実態と社会情勢を踏まえて検討し、校務運営会議において決定して、理事会・評議員会の承認を得ている。学納金及び奨学金制度、学費減免制度については、社会情勢を踏まえて毎年、検討を重ねており、妥当なものであると考えている。

学納金等徴収する金額はすべて募集要項に明記している。入学辞退者に対する授業料等の返還については「学則」規定し、所定の手続きにより、入学金、検定手数料を除く学費を返還し、適正に処理している。

8 財 務

(1) 財務基盤

専門学校の学生募集は、年度ごとに状況が変わることが予測されるため、慎重な対応が必要である。学生数に応じた支出に短期間で対応できるように構造を見直している。

(2) 予算・収支計画

平成 24 年度については学園全体の予算編成方針に基づいて計画を立案し、予算執行については、事務局の管理のもと、各学科の運営計画に従って執行している。

(3) 会計監査

会計監査については、法人本部の所管で、公認会計士による外部監査、及び監事による内部監査を適切なスケジュールで実施しており、指摘事項があった場合は適切に是正措置を講じている。

(4) 財務情報公開

財務情報については、私立学校法に基づく体制を整備している。法人本部の所管により川口学園のホームページに「事業報告」として掲載して公表している。

9 法令等の遵守

(1) 法令、専修学校設置基準等の遵守

本校は、教育基本法、学校教育法及び専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される社会福祉士・介護福祉士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等をはじめ、関係する諸法令を遵守し、適正な運営をしている。てい。寄附行為、学則等を監督官庁に届出て認可を得ている。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も制定済みである。

(2) 個人情報保護

個人情報保護は、その重要性を十分に認識し、学校法人全体の取組みとして「個人情報保護に対する基本方針」と「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報保護法に関する教職員管理内規」を定め、各種情報の保護を継続的に行っている。

「個人情報保護に対する基本方針」は、校舎内の適切な場所に掲示すると共に、常勤教職員及び兼任講師に対しては、年度始めの担任会、科会、全教師会等の機会を捉えて、意義と必要性を説明し、在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおける啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付して啓発を行っている。教育活動に関する情報公開を始めとした専門学校の情報管理を取り巻く状況から、外部認証の取得等について検討してはどうかとの意見もある。

(3) 自己評価

本校では、平成 16 年度に独自の様式による自己点検・自己評価活動をスタートして以来、「学則」と実施細則により、自己点検・自己評価を毎年継続して実施している。平成 17 年度からは、私立専門学校等評価研究機構の「専門学校等評価基準書」に基づく自己点検・自己評価を実施すると共に、毎回の点検・評価による課題を踏まえた「学科運営計画」の策定や、授業アンケートに基づく授業の改善などを通して、教育活動や学校運営の質の向上と改善を進めている。また、平成 21 年度には私立専門学校等評価研究機構による第三者評価を修了し、これらの活動を通して課題の発見と改善に向けた努力を続けている。

(4) 結果の公表

本校では、自己点検・自己評価結果と授業アンケートの結果は、全ての資料を回覧により常勤教職員に公表している。また、授業アンケートの結果については、兼任講師と学生に向けて図書室での閲覧形式で公表している。更に、平成 20 年度以降は、公表が義務となったこともあり、毎回の点検・評価結果と授業アンケートの結果の一部を本校のホームページに掲載して、広く一般に公表している。

(5) 学校関係者評価

文部科学省ガイドラインに従って平成 25 年度より実施し、結果を公表することとしている。

(6) 教育情報の公開

学校の概要、教育内容については学校案内の他、本校ホームページに掲載して公表しているが、教職員等の教育情報の公表は十分ではない。本校では、平成 25 年度より文部科学省ガイドラインに従った情報公開を実施することとしているが、高校の進路指導に向けて正確な情報を伝える意味からも、透明度を高めて欲しい。

10 社会貢献・地域貢献

1. 社会貢献・地域貢献

(1) 社会貢献・地域貢献

本校の教育資源を利用した社会貢献については、他専修学校、関連団体とは協会活動等で連携・交流はできているが、企業や地域との交流はあまりできていないのが実情である。生涯学習は、専門課程の学生だけではなく、地域、社会に開かれた教育機関を目指して取り組んでいるが、現状では受講生が少なく、本校の教育ノウハウを効率的に社会に還元するには至っていない。なお、平成24年度も豊島区オープンスクールに協力している。

(2) 社会問題への取組

本校の社会問題への取組は、平成14年度よりごみ分別の徹底による温暖化防止活動（エコアップ活動）に取り組んでおり、現在では当たり前のこととして定着し、しっかりとした効果を上げている。

また、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故に起因する電力供給不安を契機に、照明、空調を始めとした電気設備の節電を行っている。特に夏場の空調については設定温度を28℃として、学生、教職員に協力を要請し、電力使用量の節減を図っている。

(3) ボランティア活動の奨励、支援

本校では、福祉系学科においては実習先からの依頼を中心に推進、支援しており、学生が規定日数以上のボランティアを行った場合は、申請により単位認定ができる仕組みしている。また、校長宛に正式に依頼されたボランティアについては、事前の手続により公欠扱いを認めるなど積極的に奨励している。

平成24年度後期からは全校的なボランティア活動の奨励、支援、把握について、学生委員会による情報集約と登録、紹介の仕組みをスタートさせている。今後はこの仕掛けを最大限に利用して、学校が積極的にボランティアに関与して成果に繋げることを目指している。

また、継続活動としては、平成22年度よりペットボトルキャップの回収活動を行っている。

11 国際交流 ※学校から必要がある項目として提示された場合

国際交流は行っていない。

以上

平成 25 年度学校関係者評価委員会報告に示された意見・課題への取組・改善の進め方

平成 25 年度学校関係者評価委員会の報告に示された意見・課題に対する取組、改善の進め方について、平成 25 年度 11 月自己点検・自己評価委員会及び 12 月学科長会議において検討し、以下の方向で取組・改善を進めることを確認した。

■重点目標

学校関係者評価委員会からの意見・課題		課題への取組・改善の進め方
□社会人化教育を推進する具体的な年度の達成目標についても重点項目として記載、明記。	□平成 26 年度に向けて、T P C（考える：Think、積極性：Positive、対話力：Communication）の推進目標等について各学科の学科運営計画にも明示する。	
□学科別の退学者の特徴、傾向なども分析することで、多面からの予防策について検討。	□退学対策については、平成 23 年度以降の組織的な取組により成果を上げているが、より多面的なデータ分析を行うことで、実情の把握は勿論のこと、多様な対策にもつながることから平成 26 年度の学科長会議において検討する。	
□学生の休暇期間等を有効かつ積極的に利用した研修計画の立案と柔軟な実施。	□教員研修については、教員の専攻分野における知識、技術、技能に関する研修と授業及び学生に対する指導力等に関する研修、また学生のメンタルヘルスに関する研修を平成 26 年度においても計画的に実施する。	
□医療事務分野以外の学科についても資格取得、検定合格の全校的な目標値の可塑性について検討。	□医療事務分野以外の学科についても、資格取得、検定合格等の目標値は学科運営計画に明記しており、平成 26 年度は学科運営計画に明記した目標値を全校提示する方向で検討する。	

■評価項目別

評価項目	学校関係者評価委員会からの意見・課題	課題への取組・改善の進め方
3. 教育活動	□兼任講師との協力を今以上に進める工夫の検討。	□平成 26 年度の科会におけるテーマに取り上げる。兼任講師と常勤教員の情報交換を進めて、協力関係を工夫する。

	□指導をより効果的に進めるためにも資格・検定試験等に対する認識や知識のギャップの有無などについて、学生にアンケートなどで確かめてみることも検討課題である。	□卒業年次生に対して、在学中に受験、取得した資格・検定試験等について、学生生活に関する調査や内定届等を工夫、利用してアンケートなどを教務委員会、各学科、CSC等が協力して検討する
4. 学修支援	□新たに法整備される予定のガン登録に対応できる人材など、現場の仕事内容の変化に応じた人材要望の把握や新しい仕事への対応。※	□医療事務系における担当教員による実習巡回や就職内定訪問によるヒアリングは勿論のこと、法改正の動向にも注視しながら、職業実践専門課程の教育課程編成委員会も利用して、現場の仕事内容に応じた人材要望を把握し、新しい仕事への対応を進める。
	□就職後の卒業生の勤務動向、就業動向についての情報の把握。	□平成 26 年度の業務計画に取り上げ、CSCと関係部署が協力して効果的な実施に向けた検討を行う。
5. 学生支援	□ネットを利用した各種の手続きや情報提供の卒業生サービスの検討。	□学務課における平成 26 年度の業務計画に取り上げ、校友会事務局と協力して、実現効果的な実施に向けた検討を行う。
6. 教育環境	□多種多様の実習先の新規開拓。	□校外実習を実施している学科において、平成 26 年度の学科運営計画に明記して開拓を進める。
	□医療事務系学科では、実習事前・事後指導を含むプログラムの見直し。※	□平成 25 年度の検討課題としていたが、病院実習の目標と実施すべき内容、指導資料等を校内の事前・事後指導の改善だけでなく、実習先への指導依頼にも活かせるように、平成 25 年度内に再整理する。
	□学内感染の予防の観点から、インフルエンザ等の予防接種などは、提携先の病院など協力して積極的に行ってはどうか。	□感染症については、学校保健安全法に基づき対応しているが、予防接種に関しては、PR方法の改善を含めて検討する。
7. 学生募集	□高校の教員や保護者世代には、伝統と実績のある学校として認知されているが、そのことを積極的に高校生世代へ伝え、今以上に知名度を上げる努力。	□本校は平成 26 年度に学園創立 80 周年を迎える。これを積極的に利用して、本校の伝統と実績を高校生世代へ明確に伝える様々な工夫を広報室を中心に進める。
9. 法定遵守	□高校の進路指導に向けて正確な情報を伝える意味からも、透明度を高めて欲しい。	□ガイドラインに従った本校の教育と学校運営の情報を適正に進めることは勿論のこと、公表データの管理を適切に行う仕組みを検討する。

○注：※は医療事務関連業界関係者委員からの意見・課題

以上

平成 26 年 3 月発行（禁無断転載）

文部科学省「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」
学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX03-3378-9625